「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン (案)」 に対する意見及び考え方

総論

意見	考え方
意見1 ガイドラインの策定は、今後の移動通信・携帯電話市場の健全な発展のため	考え方 1
に、極めて有意義。ガイドラインの適正性・運用の実効性を担保するセーフガード	
制度を導入するとともに、事業法及び関連規則の改定の必要性は変わっていないこ	
とから、事業法の改定も視野に入れた議論が速やかに行われることを要望。	

○ 情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」を受けて、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が策定されることは、今後の移動通信・携帯電話市場の健全な発展のために、極めて有意義であると考えます。今回策定されるガイドラインは、今後の市場環境や二種指定事業者の事業運営状況により、必要に応じて改版されるものと考えますが、携帯電話市場の発展・変化のスピードが速いことを鑑み、ガイドラインの適正性・運用の実効性を担保するセーフガード制度(モニタリングおよび違反等が生じた場合の是正の方法)を同時に導入することを要望します。

また、MVNO協議会より意見提起した、第二種指定電気通信設備や二種指定事業者に関連する電気通信事業法及び関連規則の改定(指定事業者の範囲、適用する会計制度や接続約款の扱い)の必要性は変わっていないと認識されること(下位携帯事業者の契約者数が減少したり、収益が改善されないなど、上位3事業者の寡占状態が拡大していることなど)から、現事業法の範囲内でガイドラインの維持改定を行うだけでなく、事業法の改定も視野に入れた議論が速やかに行われることを要

第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)の適正性・運用の実効性の担保に係る御意見に関し、総務省は、今後、必要に応じてガイドラインの見直しを行っていくとともに、接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行うこととしている。

第二種指定電気通信設備制度(以下「二種指定制度」という。)の見直しについては、情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月16日情通審第69号。以下「接続ルール答申」という。)に示された考え方(※)を踏まえ、対応してまいりたい。

(※)「接続ルールの在り方については、3年後の2012

	T
望します。	年度を目途に、関係事業者の意見等を踏まえつつ、改
(テレコムサービス協会 MVNO協議会)	めて検討を行うことが適当である。なお、当該時期にとら
	われず、接続ルールに見直すべき点が生じた場合に
	は、適時適切に見直すことが必要である。」
意見2 接続料に算定ルールを設けること及びアンバンドルの仕組みを設けること	考え方2
について評価する。しかし、外部検証可能性を向上させることによる適正性の確保	
や二種指定制度の見直し等が必要。	
〇 まず、第二種指定電気通信事業者(以下、二種指定事業者)が設定する接続料に算	考え方1に同じ。
定ルールが設けられることは、これまで二種指定事業者それぞれの基準で算出され	
適正性の検証すら出来なかった接続料算定の透明性向上が図られることで、公正競	
争の促進、ひいては利用者利便の向上につながるものとして評価いたします。	
また、アンバンドルについても、これまで事業者間の個別協議、ないし総務大臣	
殿の裁定でしか実現しなかったところ、総務省殿にて「アンバンドルが望ましい機	
能」「注視すべき機能」と位置づけがなされたことは、第二種指定電気通信設備(以	
下、二種指定設備)についても第一種指定電気通信設備(以下、一種指定設備)と	
同様に、利用者利便の向上および電気通信の発達に寄与するものとして評価いたし	
ます。	
しかしながら、本ガイドラインの内容については、客観的な外部検証性をより向	
上させることで適正性を確保する必要があると考えますので、詳細意見にて具体的	
な項目について要望させて頂きますが、特に、接続料原価対象外コストについては、	
情報通信審議会答申『電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方につ	
いて(平成 21 年 10 月 16 日』(以下、答申) の趣旨を十分に則り、より厳格な規定	
が行われるべきであり、あわせて総務省殿で検証される内容については、その検証	

結果を公表していただくスキームを導入する必要があると考えます。

また、実効性を高めるためには、2012 年度を待つまでもなく、毎年度ガイドラインの運用状況を検証するとともに、省令をはじめとした、より拘束力の強い規制に引き上げることも検討することが必要と考えます。

第二種指定電気通信設備制度(以下、二種指定制度)の見直し

さらに、本ガイドライン策定にあたっては、二種指定設備には一種指定設備と同等のボトルネック性はなく、サービス競争が一定程度進展しているということが前提となっておりますが、携帯電話市場は、その契約者数は固定電話の約2倍となり、国民にとってもはや不可欠のツールとなっている一方、NTTドコモ殿が市場支配力を継続して有しており、かつ上位3社による寡占的な状態となっていること(電気通信事業分野における競争状況の評価2008)、MVNO事業者のように一種指定設備とは接続せずに市場参入する事業者が増えている状況も勘案すると、公正競争を推進し電気通信市場を活性化する観点から、二種指定制度についての見直しは喫緊の課題であると考えます。

具体的には、「電波資源の有限性」と「設備のボトルネック性」の概念を改めて整理したうえで、「市場における支配力」を縦軸とした規制体系を構築し、オープン化の促進、提供条件等の明確化や適正化、競争環境に与える影響の抑止等を規制内容としてマッピングすることが必要と考えます。

本ガイドラインに関して言えば、対象となる事業者として二種指定事業者以外の 事業者についても積極的な対応が行われることが適当としていますが、これでは、 結果として法律的な根拠の有無による差異しかなくなってしまうこととなり、現行 の市場シェアに基づく二種指定制度の目的を実質的に埋没させかねないと考えま す。従いまして、二種指定制度の見直しが行われるまでの間は、本ガイドラインに て、二種指定事業者に対しては、例えば接続料算定の分野であればスタックテスト を導入し接続料と利用者料金の関係を事前的にチェックすること、意見招集の機会 を設定すること等でより公正競争を確保するルールを設定すべきと考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

意見3 ガイドラインにおいて、接続料算定等のベースとなる考え方が整理されることは、フェアで公正な接続ルールの確立に向け、望ましい方向性である。なお、ガイドラインは二種指定事業者を対象とした運用指針であることから、二種指定制度本来の趣旨を十分に踏まえ、運用がなされることが不可欠。

考え方3

〇 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する答申(平成 21 年 10 月 16 日)」で示されたとおり、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」にて、携帯電話事業者の接続料算定等のベースとなる考え方が整理されることは、フェアで公正な接続ルールの確立に向け、望ましい方向性であると考えます。

なお、本ガイドラインは第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下、「二 種指定事業者」という。)を対象とした運用指針であることから、第二種指定電気 通信設備制度本来の趣旨(ボトルネック性はないものの市場支配力を有する事業者 の支配力行使を防止し、市場における公正競争環境を整備するためのもの)を十分 に踏まえ、運用がなされることが不可欠であると考えます。 造が形成されている点に着目して設けられたものであ る。ガイドラインについては、このような規制根拠を踏ま え、適切に運用してまいりたい。

二種指定制度は、電波の有限希少性及び相対的に多数の端末シェアに起因して、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「二種指定事業者」という。)が接続協議において強い交渉力を有し、事業者間協議では合理的な条件での合意が期待しにくい構造が形成されている点に着目して設けられたものである。ガイドラインについては、このような規制根拠を踏まえ、適切に運用してまいりたい。

(ソフトバンクモバイル)

意見4 モバイル市場については、そもそも規制自体が不要。通信レイヤに特化した 規制だけを議論するのではなく、上位レイヤを含めた総合的な政策の在り方を議論 すべき。また、消費者保護やモバイル市場の健全な発展といった観点にも十分配慮

考え方4

してMVNO参入ルールの見直しを早急に行うべき。

○ 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について答申(案)」 に対する弊社意見書等でも述べてきたとおり、ボトルネック設備が存在せず設備競 争とサービス競争が機能しているモバイル市場については、そもそも規制自体が不 要であると考えています。

さらに、昨今では、海外の端末メーカーあるいはプラットフォーム提供者が、オープン化端末の提供を通じて、MNOによる従来のビジネスモデルとは異なる新たな垂直統合モデルを実現し、グローバルな規模でモバイル市場への影響力を増大させる動きが顕著に見られます。

このような状況においては、通信レイヤに特化した規制だけを議論するのではなく、ICT産業全体の発展や国際競争力の強化を念頭に、上位レイヤを含めた総合的な政策の在り方を議論すべきと考えます。

また、このような市場環境の大きな変化のなかでは、「相対的に多数の端末設備を有する事業者は、他の事業者との接続協議において強い交渉力を有し、優越的な地位に立つ」という二種指定設備制度の考え方は益々合理性を失いつつあると考えており、従来のままに二種指定事業者のみを対象として新たな規制を課すことは、MNO間のみならず、新たなビジネスモデルによる市場参入者との間の公正な競争環境を歪め、かえってユーザーの利益を損ねることにもなりかねないと危惧しています。

こうした状況下において敢えて現行の二種指定設備の運用に関してガイドラインを策定するのであれば、特定の事業者のみに過剰な設備開放を促すことにより、モバイル市場においてこれまで機能してきた設備競争を後退させることのないよう、また、MNO間の公正な競争環境が担保されるよう、運用上最大限の配慮が必

二種指定制度は、電波の有限希少性及び相対的に 多数の端末シェアに起因して、二種指定事業者が接続 協議において強い交渉力を有し、事業者間協議では合 理的な条件での合意が期待しにくい構造が形成されて いる点に着目して設けられたものであり、現時点でその 考え方を変更することは適当でない。

MVNOの参入については、御指摘のような消費者保護やモバイル市場の健全な発展といった観点にも十分配慮しつつ、その促進を図ってまいりたい。

要と考えます。

一方、MVNOとの接続の在り方に関しても、MVNOの参入促進に傾注するあまり、MNO側に一方的に過大な責務を負わせるような状況が続けば、消費者への安定的、継続的なサービス提供が損なわれモバイル市場の信頼性を脅かす事態が起こりかねないと考えており、接続ルールという視点だけで議論しているのではなく、消費者保護やモバイル市場の健全な発展といった観点にも十分配慮してMVNO参入ルールの見直しを早急に行うべきと考えます。

(KDDI)

第1 はじめに

1 目的

意見	考え方
意見5 目的において、ガイドラインが策定された経緯となった課題の解決を図る本	考え方5
ガイドラインの位置付けを明確にすべき。	
O 本ガイドラインが策定された経緯としては、答申において、具体的な算定ルール	ガイドラインは、接続料の算定方法並びにアンバ
がないことが、接続料に関する二種指定設備制度の規制が十分に機能していないこ	ンドル及び標準的接続箇所の設定等に係る考え方を
とにつながっていること、アンバンドルについても何のルールもないことが、二種	明確化することとしており、御指摘のような課題が
指定事業者と接続事業者の交渉力不均衡が生じさせてしまっていると結論付けら	ガイドライン策定の背景に存在することは明らかで
れたためです。	ある。
従いまして、本ガイドラインの目的においても、上記課題を記載することで、課	
題の解決を図る本ガイドラインの位置付けを明確にすべきであり、以下のとおり見	
直しを提案します。	

「ガイドラインは、第二種指定電気通信設備との接続に関し、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第34条第3項第4号に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「二種指定事業者」という。)が取得すべき金額(以下「接続料」という。)の算定方法並びにアンバンドル及び標準的接続箇所の設定等に係る考え方を明確化することにより、接続料の透明性の向上と適正性の確保並びに二種指定事業者との交渉力不均衡是正などの課題解決を進め、電気通信市場における公正競争の促進、電気通信サービスの利用者利便の増進を図ることを目的とする。」

(イー・アクセス、イー・モバイル)

- 意見6 ガイドラインの適用後、接続料算定の適正性や透明性が確保されない中で、 携帯電話事業者間の接続料格差が拡大していく事態となった場合には、二種指定事 業者の範囲の見直し等、根本的な是正が必要。
- 〇 本ガイドラインにより、接続料算定等の明確化・透明化が図られることは、電気 通信市場における公正競争環境の確保、ひいてはユーザ利便性の向上に資するもの と考えており、当社もガイドラインを踏まえ積極的に対応を行っていく所存です。
- 〇 ガイドラインの趣旨からは二種指定事業者か否かにかかわらず、全携帯電話事業 種指定事業者以外の携帯電話事業者においてこのよ者が遵守すべきものであり、その検証や是正を含めた担保措置が求められると考え うな対応が行われない場合には、必要に応じ、まずます。 は当該事業者の行為が現行の電気通信事業法(昭和
- 〇 仮に本ガイドラインが適用された後、算定の適正性や透明性が確保されない中で、携帯電話事業者間の接続料格差が拡大していく事態となった場合には、二種指定事業者の範囲の見直し等、根本的な是正が必要と考えます。

(NTTFJ=

考え方6

二種指定事業者以外の携帯電話事業者について も、検証可能性に留意した上でガイドラインを踏ま えた積極的な対応を行うことが適当である。仮に二 種指定事業者以外の携帯電話事業者においてこのよ うな対応が行われない場合には、必要に応じ、まず は当該事業者の行為が現行の電気通信事業法(昭和 59年法律第86号)の規定上、問題となるか否か について検討することとなる。

なお、ガイドラインを踏まえて適正に算定された 結果として現れた接続料の水準差については、不当 であると直ちに判断され得るものではない。 意見7 ガイドラインに、二種指定事業者が保有する設備が合理的な設備でなければ ならないこと、その判断基準、実際の検証方法について記載することを強く要望。

〇 本ガイドラインに、二種指定事業者が保有する設備が合理的な設備でなければな モバイル市場では、複数の携帯事業者間の設備競らないこと、その判断基準、実際の検証方法について記載することを強く要望しま サ・サービス競争が一定程度進展している状況にあ す。 り、二種指定事業者において能率的な経営が行われ

第二種指定電気通信設備が合理的な構成でなければならないことは、接続料に関して、事業法第34条第3項第4号で「能率的な経営」が前提条件となっていることからも明らかで、事業法の要請を具現化する観点からも、本ガイドラインに上記とからも明らかで、事業法の要請を具現化する観点からも、本ガイドラインに上記の点を記載することは必然的であると考えます。加えて、「能率的な経営」の基準、検証方法を示すことで、公正な競争環境を担保できると考えます。

以下、詳細意見を示します。

詳細意見

本ガイドラインは、情報通信審議会答申を受けて、接続料、アンバンドル及び標準的接続箇所の考え方並びに具体的取り扱いを定めるものです。ここで重要な点は、第二種指定電気通信設備が最適な、若しくは合理的な構成となっているか否かです。例えば、同等の機能を有する廉価な交換機が存在するのに、慣習的な取引関係を重んじて原価の高い交換機を開発・購入したり、容量設計が不十分であるばかりに、過度に余裕がある設備が網内に存在しているなどの理由により設備が高価になっている事態は、当然ながら避けるべきであり、接続料やアンバンドル化の検討に当たっては、このような設備の無駄や不合理性が存在しないことが、当然の前提

考え方フ

モバイル市場では、複数の携帯事業者間の設備競争・サービス競争が一定程度進展している状況にあり、二種指定事業者において能率的な経営が行われていないと評価することは、必ずしも適当でない。また、能率的な経営に係る具体的な判断基準を示すことは、現時点では困難である。

となります。換言すれば、第二種指定電気通信設備は、通信トラフィックの実情を 反映した標準的設備であり、コスト削減や利便性確保の観点から、国際標準(例えば3GPP標準)に準拠した設備である必要があります。

本ガイドラインの運用に当たっては、まず、二種指定事業者が運用する設備が、 国際標準に則った標準的かつ最適性が確保された設備であるか否かを検証する必要があります。

然るに、本ガイドラインにおいては、この検証を行うことを前提としていない(若しくは、設備は最適であることを前提としている)ように見受けられます。「第2アンバンドル」以降の規定に先立って、第二種指定電気通信設備の実態を調査し、その適格性を検証する必要があります。

具体的には、サービスエリア、網構成、各ノード(装置)の機能、各ノード及び 伝送路の容量、前提とする通信トラフィック、各ノード及び伝送路コスト(の合理 性)、無線周波数の有効利用度等の情報開示を総務省に対して行い、総務省が設備 (構成)の妥当性を判断する必要があります。

実際のところ、ある二種指定事業者においては、本ガイドラインの「アンバンドルすることが望ましい機能」として分類されているISP接続機能やレイヤー2接続機能を実現するためには莫大な網改造料が必要であり、実質的にアンバンドルすることが困難な状況が形成されていると言われています。また、「注視すべき機能」に分類されている多くの機能にも多額の網改造料が必要となるとも言われています。

さらに、3GPP標準として規定されている

- ネットワークシェアリング
- パケット通信に関するネットワーク側からの着信

などが3GPP標準を採用しているはずの二種指定事業者において、網設計上考慮 されていない可能性が高いため、接続事業者が高付加価値サービスを提供できない 状況が発生しています。当該二種指定事業者は、同様の高付加価値サービスを、他 の代替方法で実現していることから当該 3GPP 標準を採用していないと推察します が、このことにより、(a) グローバルには3GPP標準準拠で採用技術が進展する中、 採用技術としては少数派になってしまうことによる弊害、及び(b)当該代替方法 で実現していることにより網改造が極めて困難、あるいは網改造料が極めて高価に なってしまう弊害等が生じます。

通常、網改造に要する期間が、開発開始から1年数ヶ月以上にも及ぶため、接続 申し込み時には競争力があるサービスであっても、接続完了時には競争力を失って いる可能性も認識せざるを得ない現状も考え合わせると、第二種指定電気通信設備 の標準性や最適性に疑念を持たざるを得ないのが実情です。

上記を鑑み、本ガイドラインに、二種指定事業者が保有する設備が合理的な設備 でなければならないこと、その判断基準、実際の検証方法について記載することを 強く要望します。

なお、第二種指定電気通信設備が合理的な構成でなければならないことは、接続 料に関して、事業法第34条第3項第4号で「能率的な経営」が前提条件となって いることからも明らかで、事業法の要請を具現化する観点からも、本ガイドライン イに上記の点を記載することは必然的であると考えます。

(テレコムサービス協会 MVNO協議会)

意見8 第二種指定電気通信設備の範囲を明確化して公開すると共に、注視すべき機 | 考え方8 能に記載されている各機能が当該範囲に入るか否かを明示することを要望。

○ 現状、第二種指定電気通信設備の範囲が公開されておりません。まずは、この範

第二種指定電気通信設備の指定対象は、平成14

囲を明確化して公開すると共に、注視すべき機能に記載されている各機能が当該範 囲に入るか否かを明示していただくことを要望します。

本ガイドラインは、第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインで あり、従って、本ガイドラインに記載されている内容は第二種指定電気通信設備に 関する内容であると解釈できます。

とりわけ「第 2 アンバンドル 4 注視すべき機能」に掲げられている6つの|種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、他 機能は、「第3 接続料の算定方法 1 基本的な考え方 (1)対象となる接続料し の「なお、これら以外の機能に係る接続料についても、法第34条第3項第4号の │ るようにすること」と定義しており、「注視すべき機 |規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超|能」を「アンバンドルすることが望ましい機能」と えるものではないことが当然に求められる。」との記載からも、第二種指定電気通 信設備であると認識されます。

この理解が正しくないとすれば、注視すべき機能に掲げられた機能をはじめとすしいても検討することとなる。 る付帯的な機能の多くが事業法第34条第3項4号の適用除外となり、高額の接続 料を請求されるなど、公正競争が担保されない事態が発生し、かかる機能のアンバ ンドル化が進展しないことが危惧されます。従って、「アンバンドルすることが望 ましい機能」及び「注視すべき機能」の中で、第二種指定電気通信設備の対象にな っていないものがある場合には、直ちに指定する措置が必要です。

第二種指定電気通信設備の範囲が公開されていないことから、まずは、その範囲 を明確化して公開すると共に、注視すべき機能に記載されている各機能が当該範囲 に入るか否かを明示していただくことを要望します。

(テレコムサービス協会 MVNO協議会)

年総務省告示第72号(他の電気通信事業者の電気 通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気 通信設備を指定する件) に示されているとおりであ

ガイドラインにおいて、アンバンドルとは、「第二 の事業者が必要とするもののみを細分して使用でき して規定するに当たっては、当該機能に係る設備を 第二種指定電気通信設備に指定することの是非につ

2 対象となる事業者

意見	考え方
意見9 ガイドラインに示された考え方に賛同。二種指定でない携帯電話事業者が、	考え方9
アンバンドルすることが望ましい機能及び注視すべき機能について、その現状と実	
現可能性を情報開示する働きかけを行うことを要望。	
〇 「二種指定事業者以外の携帯電話事業者についても、検証可能性に留意した上で	二種指定事業者以外の携帯電話事業者について
ガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当である。」という考え方に	も、ガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うこ
賛同します。アンバンドルすることが望ましい機能を例にとってみても、二種指定	とが適当である。
事業者がそれを強く推奨される一方で、特に市場の寡占状態を形成する非二種指定	
事業者がその努力義務を免除されることは、明らかに不平等です。	
この考え方を具現化するために、二種指定でない携帯電話事業者が、アンバンド	
ルすることが望ましい機能及び注視すべき機能について、その現状と実現可能性	
(技術的条件並びに経済的条件)を情報開示する働きかけを行っていただくことを	
要望します。	
(テレコムサービス協会 MVNO協議会)	
意見10 二種指定事業者以外の携帯電話事業者についてもガイドラインを踏まえ	考え方 1 0
た積極的な対応を行うことが適当とされたことに賛同。当該事業者が、ガイドライ	
ンを踏まえた積極的な対応を行わなかった場合、当該事業者を二種指定化する等、	
実効性のある手段を講じることを明確にしていただきたい。	
〇 二種指定事業者以外の携帯電話事業者についてもガイドラインを踏まえた積極	考え方6に同じ。
的な対応を行うことが適当とされたことに賛同いたします。	
〇 二種指定事業者以外の携帯電話事業者が、万が一ガイドラインを踏まえた積極的	
な対応を行わなかった場合については、当該事業者を二種指定化する等、実効性の	
ある手段を講じることを明確にしていただきたいと考えます。	

(NTTドコモ)	
意見11 ガイドラインの趣旨に賛同。二種指定事業者以外の携帯電話事業者におけ	考え方11
る自主的な取組が進まない場合は、二種指定事業者以外の携帯電話事業者も本ガイ	
ドラインの対象とするための接続ルールの見直しについて早急に議論を再開すべ	
き。	
〇 「二種指定事業者の接続料の算定方法等に係る考え方を明確化することにより、電気	考え方6に同じ。
通信市場における公正競争を促進し、もって電気通信サービスの利用者利便の増進を	
図ることを目的とする」という本ガイドラインの趣旨に賛同いたします。	
また、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方についての答申」	
(以下「接続ルールの在り方」)では、「二種指定事業者以外の事業者であるソフトバンク	
モバイル社からは、公正な接続料算定ルールが確立されれば、関連する情報の開示等	
を積極的に実施する考えが示されていることから、今回は、規制対象の拡大というアプロ	
一チではなく、二種指定事業者以外の事業者による自主的な取組に期待する形で整理	
することが適当である」(P29)、「二種指定事業者以外の事業者についても、二種指定事	
業者による取組と同様の取組を行うことが適当であり、検証可能性に留意した上で積極	
的な対応が求められる」(P29)との考え方が示されており、本ガイドラインの目的達成に	
際しては、二種指定事業者以外の携帯事業者も二種指定事業者と同様の取組を自主的	
に行うことが前提になっていると考えます。	
従って、二種指定事業者以外の携帯電話事業者における自主的な取組が進まない場	
合は、本ガイドラインの前提条件が満たされず、「接続ルールの在り方」の趣旨にも反す	
ることになるため、二種指定事業者以外の携帯電話事業者も本ガイドラインの対象とす	
るための接続ルールの見直しについて早急に議論を再開すべきと考えます。	
(NTTコミュニケーションズ)	

	意見12	ガイドライ	ンは、二種指	定事業者だり	ナでなく、全	ての携帯電話	話事業者を対
	象にすべ	き。仮に事	業者間の接続	料格差が縮く	小しない等の	場合には、直	直ちに二種指
	定制度の	対象見直し	に着手すると	ともに、当記	亥事業者の接続	続料を是正し	ていただき
I	たい。						

考え方12

〇 「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下:本ガイドライン)は、携帯電話事業者の接続料算定の適正性・透明性の向上を図る観点で策定されたものと認識しております。

今回、本ガイドラインは、第二種指定電気通信事業者のみを対象として策定されておりますが、以下の理由から、全ての携帯電話事業者を対象にすべきであると考えます。

- 携帯電話事業者は、国から有限希少な電波の割当を受けた事業者であり公共財 を利用して事業を展開している以上、全ての携帯電話事業者は、他の事業者に 対して適正な料金で円滑な接続を確保する責務があること。
- 第二種指定電気通信事業者ではないソフトバンクモバイル殿が、携帯電話事業者の中で最も接続料が高く、新規参入事業者であるイー・モバイル殿と比較しても約2割も高い接続料を設定していること。

仮に、本ガイドラインに基づく接続料算定を各事業者の自主的な取組みに委ねることとした結果、接続料算定の適正性・透明性の向上が図られない、事業者間の接続料格差が縮小しない等、現在の携帯電話接続料の問題点が解消されない場合には、総務省殿において直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象見直しに着手するとともに、当該事業者の接続料を是正していただきたいと考えます。

(NTT東日本)

考え方6に同じ。

- 〇 当社は、以下の観点から、本ガイドラインについては、第二種指定電気通信事業者だけでなく、全ての携帯電話事業者を対象にして頂く必要があると考えます。
 - ① 携帯電話市場は、固定電話市場の2倍以上の1億1千万契約を有する巨大市場に成長し、また携帯電話関連のトラヒックも国内通信市場全体のトラヒックの約6割を占めるようになっている等、携帯電話事業者は社会経済的にも非常に大きな影響力を有するようになっていること。

とくに、第一種指定電気通信設備規制の対象とされている当社ひかり電話サービスの契約者数が約400万であるのに対し、携帯電話市場の中で見ればシェア25%に満たないとして第二種指定電気通信設備規制の対象外とされているソフトバンクモバイル社の契約者数は既に2,000万を超えている等、その影響力は非常に大きくなっていること。

- ② 携帯電話事業者は、国から割当を受けた公共財である電波の有限希少性を 背景に市場を寡占しており、他の電気通信事業者に対して適正な料金で円滑 な接続を確保する責務を負っていること。
- ③ 第二種指定電気通信設備規制が課されていないソフトバンクモバイル社の 接続料が高止まりし、接続料水準の事業者間格差が拡大していること。

具体的には、平成14年度には、ソフトバンクモバイル社の接続料は、第二種指定電気通信設備規制が課されているNTTドコモ社の接続料の約1.10倍に止まっていたが、その後、年々格差が拡大し、平成20年度には、約1.28倍に広がっていること。(別添参照)

その格差拡大の一因として、平成18年度から開始された携帯番号ポータビリティにより、お客様が着信先の事業者を選択できない(着信先の事業者

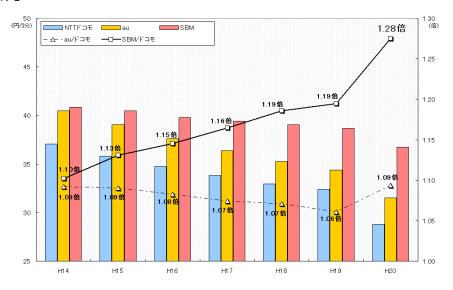
がどこか分からない)状況が生じた結果、着信側事業者が自らの接続料を低 廉化するインセンティブが働きにくい構造になっていることが挙げられるこ と。また、接続料の格差拡大にあわせて、着信先事業者ごとのユーザ料金の 格差を広げていくことも考えられるが、お客様の選択肢がない中で、ユーザ 料金の格差が拡大していくことは、お客様利便の観点から望ましくないこと。

- ④ 自社又はグループ内の通話料を無料としている事業者は、無料サービスの 赤字を他事業者に適用する接続料を割高に設定することで補填している懸念 があること。実際、ソフトバンクモバイル社は、2008年3月期中間決算 説明会において、「自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とす る一方で、自社以外の携帯電話などから着信した場合には接続料をいただけ るので利益を出すことができる。」(同社公式ホームページ)と説明されてい ること。
- ⑤ EUでは、着信ボトルネック性に着目し、モバイル音声着信市場をSMP 規制の対象とし、全ての携帯電話事業者の接続料を規制していること。

本ガイドラインのとおり、第二種指定電気通信設備規制の対象外とされている事業者(以下「規制対象外事業者」という。)の接続料算定を自主的な取組みに委ねた結果、「接続料算定の適正性を確保することで、接続料格差の縮小が見込まれる」との「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成21年10月16日)の前提が崩れ、第二種指定電気通信事業者との間の接続料格差が縮小に向かわなかった場合には、総務省殿において、規制対象外事業者を直ちに第二種指定電気通信設備制度の適用対象とするよう見直すと共に、当該事業者の接続料算定や設定の方法について徹底した検証を行い、速やかに当該事業者の接

続料を是正して頂きたいと考えます。

【別添】



(NTT西日本)

意見13 非二種指定事業者が、ガイドラインに従わないことで直ちに業務改善命令 │ 考え方13 の要件に該当するものでもなく、このような形で本ガイドラインを非二種指定事業 者に当てはめ、準法規的に義務を負わせることはガイドラインの不適切な運用に該 当する。制度上、ガイドラインの効力が非指定事業者にも及ぶと解されることのな いよう、ガイドラインの対象にかかる記載を修正すべき。

〇 本ガイドラインにおける「第1 はじめに 2 対象となる事業者」の記述におい て、電気通信事業者が電気通信設備の接続の業務に関し、不当な運営を行い、この 行為が電気通信事業法第29条第1項第10号の規定に該当する場合には業務改善命

ガイドラインは、適正な接続料の算定方法並びに アンバンドル及び標準的接続箇所の設置等の考え方 を明確化するものであり、携帯電話事業者がガイド

令の対象となり得ることを理由として、第二種指定電気通信設備を設置する事業者│ラインを踏まえた対応を行っている限りにおいて、 以外の事業者(以下、「非二種指定事業者」という。)についても本ガイドラインを 踏まえた積極的な対応を求める記述がありますが、非二種指定事業者が、当該ガイ ドラインに従わないことで直ちに当該条項違反となるものでもなく、このような形 で本ガイドラインを非二種指定事業者に当てはめ、準法規的に義務を負わせること はガイドラインの不適切な運用に該当するものと考えます。

過去にも「MVNO に係る雷気通信事業法及び雷波法の適用関係に関するガイドラ イン」や「電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイド」 ライン」の事例等、必ずしも法制度の趣旨とは合致しない形で運用指針等が示され ることで、二種指定事業者と非二種指定事業者があたかも同一の規制対象であるか のように扱われる事例が存在しています。

本件についても、ガイドラインが恣意的に運用され、非二種指定事業者への実質 的な規制強化が及ぶようなことがあれば、本来二種指定事業者に対してのみ接続に 係る諸条件を定める電気通信事業法の理念とも齟齬をきたし、ドミナント規制が形 骸化するとともに、公正競争環境を歪める恐れがあります。

従って、制度上、ガイドラインの効力が非指定事業者にも及ぶと解されることの ないよう、ガイドラインの対象にかかる記載を下記のとおり修正すべきと考えま す。

く原案>

2 対象となる事業者

ガイドラインは、二種指定事業者を対象とする。ただし、電気通信事業者が電 気通信設備の接続の業務に関し不当な運営を行い、この行為が法第29条第1項第

当該事業者の接続料の算定方法等が業務改善命令の 対象になることは、通常想定されない。したがって、 二種指定事業者以外の携帯電話事業者であっても、 ガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことは 適当である。

なお、ガイドラインは、二種指定事業者であるか 否かにかかわらず、携帯電話事業者に法的な義務を 課すものではない。

10号の規定に該当する場合には、業務改善命令の対象となり得ることから、二種 指定事業者以外の携帯電話事業者についても、検証可能性に留意した上でガイドラ インを踏まえた積極的な対応を行うことが適当である。

く修正案>

- 2 対象となる事業者 ガイドラインは、二種指定事業者を対象とする。
- 3 その他

ガイドラインを踏まえた対応を行う限りにおいては、法第29条第1項第10 号の規定で定める電気通信設備の接続の業務に関する不当な運営の行いには該当 せず、業務改善命令の対象となり得ない。また、「電気通信市場の環境変化に対応 した接続ルールの在り方」答申において二種指定事業者以外の携帯事業者も自主 的な対応を求められているところであり、その主旨からすると本ガイドラインを 一つの指針として、二種指定事業者以外の携帯事業者も自主的な取り組みを行う ことが期待される。

(ソフトバンクモバイル)

意見14 二種指定事業者以外の事業者についても積極的な対応を行うことが適当 | 考え方14 とすることは、現行の市場シェアに基づく二種指定制度の目的を実質的に埋没させ かねない。二種指定制度の見直しが行われるまでの間、本ガイドラインにて、二種 指定事業者に対しては、公正競争をより確保するルールを追加的に設定すべき。

○ 対象となる事業者として二種指定事業者以外の事業者についても積極的な対応 が行われることが適当としていますが、これでは、結果として法律的な根拠の有無│明示した上で、二種指定事業者以外の携帯電話事業

ガイドラインは、二種指定事業者を対象とすると

による差異しかなくなってしまうこととなり、現行の市場シェアに基づく二種指定|者についても、ガイドラインを踏まえた積極的な対 制度の目的を実質的に埋没させかねないと考えます。従いまして、二種指定制度の「応を行うことが適当であるとしている。 見直しが行われるまでの間は、本ガイドラインにて、二種指定事業者に対しては、 例えば接続料算定の分野であればスタックテストを導入し接続料と利用者料金の 関係を事前にチェックすること、意見招集の機会を設定すること等で公正競争をよ り確保するルールを追加的に設定すべきと考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

第2 アンバンドル

1 基本的な考え方

意見	考え方
意見15 第一段落目の記述において、背景説明が十分ではなく誤解を与えかねない	考え方 1 5
と思われる点があるので、記述の修正を強く要望。また、呼の生起について述べる	
場合、「片方向」、「双方向」、「一方的」などの表現は避けるべき。	
〇 第一段落目の記述において、背景説明が十分ではなく誤解を与えかねないと思わ	「他の事業者が二種指定事業者に対して一方的に
れる点、用語の使用が適当ではないと思われる点がありますので、記述の修正を強	使用を求める機能の重要性が高まっている」との記
く要望します。	載は、御指摘の「呼の生起」について述べたもので
	はなく、音声接続機能のような事業者が相互に使用
以下、詳細意見を示します。	を求める機能とは異なるデータ通信機能や通信プラ
	ットフォーム機能の重要性の高まりについて述べた
詳細意見	ものである。また、その背景には、ネットワークの
	多機能化・高度化といった環境変化が存在している
第2アンバンドル 1基本的な考え方の第一段落目に、	と考えられる。

「ネットワークの多機能化・高度化に伴い、他の事業者が二種指定事業者に対して 一方的に使用を求める機能の重要性が高まっていること!

という記述がありますが、この記述は、以下の記述に置き換えるか、若しくは、そ の背景が正確に読み取れる記載に変更すべきであると考えます。

「電波の有限希少性ゆえに、本来的に携帯電話事業に参入できる事業者数が限定されること、莫大な設備投資を要する携帯電話事業に多くの事業者が自ら設備保有して参入することは、経済的な観点から合理的ではないと思われることから、携帯電話事業者の数が限定されるに至り、かつ、かかる携帯電話事業者が、通信レイヤーでの過当な価格競争などを背景に、通信レイヤー以外のレイヤーにおけるサービスを排他的に展開して経済的利益を獲得しようとする、いわゆる垂直統合モデルが進展し、他の事業者やコンテンツプロバイダが相対的に劣位な立場に追い込まれて、新たな電気通信サービスの出現や電気通信の健全な発展等に支障をきたしている事実が存在すること」

その理由は、ネットワークが多機能化・高度化しても、網機能が開放され、水平分業モデルが発達していれば、携帯電話事業者と接続事業者(及びコンテンツプロバイダ)は対等な関係の下に、より創造的なサービスの出現を達成でき、その帰結の一つとして、アンバンドル化の要望は今ほど強くなかったはずであると考えられるからです。

所謂プラットフォーム競争がグローバルに展開される中、モバイル・ネットワー

クを使用した製品・サービスにおいては、端末レイヤー、ネットワーク・レイヤー、通信サービス・レイヤー、認証課金レイヤー、アプリケーションレイヤー等における様々な個別機能を組み合わせた形でプラットフォームが形成されており、特に端末レイヤー及びネットワーク・レイヤーの様々な機能がアンバンドルされないと、接続事業者がプラットフォームを創造することが不可能です。例えば、携帯端末にアプリケーション・サーバから情報をプッシュする場合、ネットワーク・レイヤーにおけるプッシュ機能がアンバンドルされない限り、最適な形では実現できません。(常時接続にして IP レイヤー上でプッシュすることは可能ではありますが、常時接続していることによる携帯電話事業者の設備及び接続事業者の設備に対する負荷は極めて大きなものとなり、有限な周波数の活用という側面、及び技術的合理性という観点から、できる限り避けるべきと考えます。)

また、上記の文章に置き換えないにしても、上述の文中の「一方的に」という表現には、誤解があるのではないかと思われるため、変更すべきと考えます。

答申では、呼の生起が発信者のみから起きるか、あるいは発信者および受信者両方から起きるかという点に着目し、電話のような音声サービスは呼が両者から起こるので双方向型通信、データサービスは片方から起こるので片方向型通信としているようです。しかし、通常、双方向・片方向という言葉は、データが流れる向きを示すため、この場合いずれも双方向型通信とよぶのが一般的です。ゆえに、呼の生起について述べる場合、「片方向」、「双方向」、「一方的」などの表現は避けるべきと考えます。本ガイドラインの上記の表現も、答申同様の解釈の上、呼が生起するのが片側の意味で「一方的に」と使われていると想定されますが、これも同様の理由で、表現を改めるべきと考えます。

(テレコムサービス協会 MVNO協議会)

意見16	設備のボトルネック性を根拠として一種指定設備に適用されている「アン
バンドル	レ義務」を移動体事業者に適用することは適切ではない。

○ 前述のとおり、移動体事業者への規制が市場環境の現状への対応として歪みを生 じかねない状況であるなか、設備のボトルネック性を根拠として一種指定設備に適 用されている「アンバンドル義務」を移動体事業者に適用することは適切ではない と考えます。

(KDDI)

意見17 二種指定制度の見直しは喫緊の課題であり、「電波資源の有限性」と「設 | 考え方17 備のボトルネック性」の概念を改めて整理したうえで、「市場における支配力」を 縦軸とした規制体系を構築し、オープン化の促進、提供条件等の明確化や適正化、 競争環境に与える影響の抑止等を規制内容としてマッピングすることが必要。

O また、本ガイドラインの策定にあたっては、二種指定設備には一種指定設備と同 等のボトルネック性はなく、サービス競争が一定程度進展しているということが前 提となっておりましたが、携帯電話市場は、その契約者数は固定電話の約2倍とな り、国民にとってもはや不可欠のツールとなっている一方、NTT ドコモ殿が市場支 配力を継続して有しており、かつ上位3社による寡占的な状態となっていること(電 気通信事業分野における競争状況の評価 2008)、MVNO 事業者のように一種指定設備 とは接続せずに市場参入する事業者が増えている状況も勘案すると、公正競争を推 進し電気通信市場を活性化する観点から、二種指定制度についての見直しは喫緊の

考え方16

アンバンドルに係る仕組みについては、接続ルー ル答申に示された考え方(※)を踏まえれば、ガイ ドラインにおいて設けることが適当である。

なお、ガイドラインは、携帯電話事業者に法的な 義務を課すものではない。

(※)「二種指定制度でも、交渉力の不均衡を是正し、 円滑な接続を確保する観点から、モバイル市場の特 性を踏まえたアンバンドルの仕組みを設けることが 必要と考えられる。」

二種指定制度の見直しに係る御意見については、 今後、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必 要となる事態も想定されることから、指定電気通信 設備制度の在り方について、今後、包括的に見直し を行う場合には、その参考とさせていただきたい。

課題であると考えます。

具体的には、「電波資源の有限性」と「設備のボトルネック性」の概念を改めて整理したうえで、「市場における支配力」を縦軸とした規制体系を構築し、オープン化の促進、提供条件等の明確化や適正化、競争環境に与える影響の抑止等を規制内容としてマッピングすることが必要と考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

2 アンバンドルに係る仕組み

(1)判断基準

\(\frac{1}{2}\)				
意見	考え方			
意見18 必要性、重要性の高さを判断する客観的な指針がないこと等から、何らか	考え方 1 8			
の基準を設けることが必要であり、記述の追加を強く要望。				
〇 判断基準として、以下の点を追加することを強く要望します。	多数の利用者が実際に利用しているサービスは、			
	必要性・重要性の高いサービスの例示として適当で			
「ウ 他の事業者から要望されるアンバンドル機能について、当該アンバンドル機	あることから、ガイドラインを以下のとおり修正す			
能あるいは同様の機能を実現する他の代替機能を自らは多くに利用者に提供して	る。			
いる場合、例えば自らの利用者の 25%以上が利用している機能については、携帯事				
業者と接続事業者の公正競争の観点から、原則としてアンバンドルすることが適当	「2 アンバンドルに係る仕組み			
である。」	(1)判断基準			
	ア 他の事業者から機能のアンバンドルに係			
この理由は、以下の通りです。	る要望があり、これが技術的に可能な場合			
	には、二種指定事業者に過度に経済的負担			
アの中に、「必要性・重要性の高いサービスに係る機能」とあります。しかし、	を与えることのない範囲で、当該機能をア			

必要性、重要性の高さを判断する客観的な指針がなく、携帯電話事業者と接続事業 者とのアンバンドル協議においては、重要性の判断や「過度な経済的負担」の判断 等を携帯電話事業者が独自に行う傾向が極めて強い状況です。このため、何らかの 基準を設けることが必要と考えます。例えば、

携帯電話事業者が自らは極めて多くの利用者に提供している機能をアンバンドル 対象として求める

という基準も一つの例と考えます。

(テレコムサービス協会 MVNO協議会)

意見19 「アンバンドルすることが望ましい機能」は、本来はアンバンドルされて「考え方19 いるべき機能であることから、二種指定事業者の費用負担にて具備されるべきこと を明確にしていただく必要がある。

〇 アンバンドル化に要する費用負担に関し、「アンバンドルすることが望ましい機 能」は、二種指定事業者の費用負担にて具備されるべきことを明確にすることを強 く要望いたします。

「アンバンドルすることが望ましい機能」は、その呼称のとおり、本来はアンバン ドルされているべき機能であることから、アンバンドル化されていない場合には、 携帯電話事業者側の資金負担によりアンバンドルされるべきはずです。

事実、「2 アンバンドルに係る仕組み (1)判断基準」における「二種指定|ガイドラインに示したとおり、接続要望に伴う追加 事業者に過度に経済的負担を与えることがない範囲で、当該機能をアンバンドルす| ることが望ましい。」との記載は、二種指定事業者が網改造料の全て、若しくはか|おいて応分負担すべきである。 なりの部分を負担することを前提としているように読めます。

ンバンドルすることが望ましい。ただし、 需要の立上げ期にあるサービスに係る機能 を除き、必要性・重要性の高いサービスに 係る機能(例:利用者利便の高いサービス に係る機能、公正競争促進の観点から多様 な事業者による提供が望ましいサービスに 係る機能、多数の利用者に実際に利用され ているサービスに係る機能)に限る。」

「二種指定事業者に過度に経済的負担を与えるこ とがない範囲で、当該機能をアンバンドルすること が望ましい」との記載は、二種指定事業者のみがア ンバンドルに係る費用を負担することを前提とはし ていない。

接続に必要なシステム開発等の費用については、 コストである場合には、原則として、接続事業者に

一方、「5 事業者間協議における留意事項 (3)接続に必要なシステム開発 等の費用及びその負担方法」においては、「その負担方法については、接続要望に 伴う追加コストである場合には、原則として、接続事業者において応分負担すべき である」と記載されており、「応分」の解釈に依るものの、費用の支払いは、接続 事業者が主体であると読め、上記の点と矛盾しているように感じます。

例えば、ISP接続機能やレイヤー2接続機能は、アンバンドルすることが望ま しい機能に位置づけられていますが、仮に接続事業者がこの機能を具備せしめるた めの相当額の費用の全てまたは大半を支払うことになった場合は、その費用負担に は無理があり、その結果、アンバンドル・接続要望があったとしてもその実現は困 難で、結果的に本ガイドラインは有名無実の資料となってしまうことは明らかで す。

ゆえに、「アンバンドルすることが望ましい機能」は、二種指定事業者の費用負 担にて具備されるべきことを明確にしていただく必要があると考えます。

(テレコムサービス協会 MVNO協議会)

意見20 移動体事業者網との接続条件等については、事業者間で任意に交渉を行う │ 考え方20 べきであり、アンバンドルの仕組みを設けることがかえって事業者間の合意形成を 困難にすることのないよう、慎重に運用する必要がある。

○ 移動体事業者網との接続条件等については、アンバンドルを含め、本来、市場ニ ーズをトリガーとし、ユーザー利便を実現すべく、事業者間で任意に交渉を行うべ | きです。

この点に鑑みれば、本ガイドライン案における「他の事業者から機能のアンバン ドルに係る要望があり、これが技術的に可能な場合には、二種指定事業者に過度に 経済的負担を与えることのない範囲で当該機能をアンバンドルすることが望まし

ガイドラインにおけるアンバンドルの仕組みは、 事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を 図るものである。

い」との記述は適切ではなく、今後もあくまで「事業者間の合意形成を尊重」する	
ことを前提とすべきです。本ガイドライン案においてアンバンドルの仕組みを設け	
ることがかえって事業者間の合意形成を困難にすることのないよう、慎重に運用す	
る必要があると考えます。	
(KDDI)	
意見21 アンバンドルの検討対象となる機能は、少なくとも接続に該当する機能で	考え方21
あることを前提とすることを明確にしていただきたい。	
○ アンバンドルの検討対象となる機能は、少なくとも接続に該当する機能であるこ	「アンバンドルすることが望ましい機能」につい
とを前提とすることを明確にしていただきたいと考えます。	ては、第二種指定電気通信設備との接続に係る機能
(NTTドコモ)	を対象としている。

(2)プロセス

意見	考え方
意見22 通信事業者とコンテンツ配信事業者等との協議が実際にどういった場	考え方22
所・期間・参加者によって行われているかを明らかにして頂きたい。定期的な見直	
しについては、出来る限り短いサイクルで実施し、意見表明の場を設けることを要	
望。	
〇 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム(以下、当法人)からは、アン	機能のアンバンドルに係る事業者間協議について
バンドルにおける協議・交渉について、『電気通信市場の環境変化に対応した接続	は、その要望を有する事業者が二種指定事業者に対
ルールの在り方について』(平成 21 年 10 月 16 日情報通信審議会) にて、触れられ	して協議の実施を求めていくことが適当である。一
ている通り、「社会において有益でも、通信事業者にメリットがないものには、ア	方、協議の実施を求められた二種指定事業者は、誠
ンバンドルのモチベーションが働かないし、優越的な地位にある通信事業者と利用	実に対応していくべきである。
者に過ぎないコンテンツ配信事業者等が対等な関係で交渉を行うことも困難であ	ガイドラインの見直しのサイクルに係る御意見に

るため、一定のアンバンドル規制がないと事業者間協議も機能しない」との意見を示した。

しかしながら、前述の通り、通信事業者とコンテンツ配信事業者等の間には常に対等な立場での協議を行うことは困難であり、また一部の配信事業者だけでなく、広く協議の模様が公開されるよう、本ガイドライン案もしくは別途、事業者間協議が実際にどういった場所・期間・参加者によって行われているかを明らかにして頂きたい。当法人としては、事業者間協議を行うモバイルプラットフォーム協議会にも参加させて頂いているが、モバイルプラットフォーム協議会以外の場で、事業者間協議が行われていたとしても、それを知る術がなく、協議に参加することも出来ない。

また、本ガイドライン案にて、「イ 総務省は、「アンバンドルすることが望ましい機能」及び「注視すべき機能」に該当する機能について、定期的に見直しを行うこととする。見直しに当たっては、意見公募を実施するなど、手続の公正性・透明性の確保に努めることとする。」とあるが、携帯電話を取り巻くビジネス環境の変化は非常に速く目まぐるしく変化をするため、定期的な見直しについては、出来る限り短いサイクル(例えば四半期毎)で実施頂き、意見表明の場を設けて頂けると幸いである。

関し、「アンバンドルすることが望ましい機能」及び 「注視すべき機能」については、当面、毎年1回程 度、定期的に見直しを行っていくことを想定している。

3 アンバンドルすることが望ましい機能

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
意見	考え方
意見23 「音声接続機能」については、技術的観点・網構成の観点からは「回線交	考え方23
換機能」とすべきとも考えられる。主旨を明確に記載することを要望。	
〇 「アンバンドルすることが望ましい機能」の一つに「音声接続機能」が挙げられ	御指摘の「テレビ電話」に係る機能については、「音
ていますが、技術的観点・網構成の観点からは「回線交換機能」とすべきとも考え	声接続機能」等と比べ、必要性・重要性の高いサー
られます。テレビ電話等、広帯域の回線交換が主流ではないため、意図的にこれを	ビスに係る機能とは必ずしもいえないことから、こ
除外したのであれば主旨を理解できるところですが、この点を明確に記載していた	のような機能を除く「音声接続機能」を「アンバン
だくことを要望します。	ドルすることが望ましい機能」として規定したもの
(テレコムサービス協会 MVNO協議会)	である。
意見24 「アンバンドルすることが望ましい機能」として、端末に対するプッシュ	考え方24
機能を入れる必要がある。	
〇 「アンバンドルすることが望ましい機能」として、端末に対するプッシュ機能を	ガイドラインにおいて「アンバンドルすることが
入れる必要があると考えます。	望ましい機能」及び「注視すべき機能」として規定
IP化の進展と接続端末の多様化が進む今日、端末に対するプッシュ機能の重要性	されていない機能のアンバンドルに係る要望につい
は高まっています。例えば、メールやSMSをタイムリーに受信するためには、(a) IP	ては、まずは事業者間で協議を行うことが適当であ
ネットワークを常時接続し、定期的に端末からサーバにアクセスする方法と(b)	る。一方、総務省は、事業者間協議の状況を踏まえ
モバイル・ネットワークから必要な時に端末を呼出すと端末がサーバにアクセスす	つつ、今後、必要に応じて当該機能を「注視すべき
る方法等があります。この場合、(a)の方法は、必要以上に多くの端末がモバイ	機能」として規定することの是非について検討を行
ル・ネットワーク上で常時接続することになり、周波数及び設備の利用観点からは	うこととなる。
不合理な方式であり、(b)の方法が求められます。携帯電話事業者は、自らは (b)	

の方法により例えば携帯メールを実現していますが、接続事業者は同様のプッシュ 機能を実現できない状況です。

(テレコムサービス協会 MVNO協議会)

4 注視すべき機能

意見	考え方
意見25 「端末で利用するアプリケーション機能」及び「識別情報提供機能」を注	考え方25
視すべき機能に追加していただきたい。	
〇 当法人では、『電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について	ガイドラインにおいて「アンバンドルすることが
答申(案)』に対して、以下①~⑤の意見を提出した。これを再掲する。	望ましい機能」及び「注視すべき機能」として規定
 ① 需要の立ち上げ期にあるサービスにかかる機能は除外する事となっているが、	されていない機能のアンバンドルに係る要望に関す
一一	る御意見については、考え方24に同じ。
影響は甚大であることを考慮して、需要立ち上げ期の考え方については最低限の問題に関ウオス第の対応が対けられる。	
の期間に限定する等の対応が求められる。	
② モバイル市場は特に変化の早い市場であることを考慮して、注視すべき機能の	
追加や注視すべき機能に関する民間の協議の状況把握については、毎年度毎に	
検証している競争セーフガード制度よりもサイクルの短い4半期毎の検証かヒ	
アリング等によるモニター制度が必要と考える。	
③ 注視すべき機能とアンバンドルに該当する機能の判断基準は特に重要である。	
予見性がある具体的な規定が明示されることは重要であるが、変化の大きいモ 	
バイル市場においては利用者利便や公正競争の促進から柔軟な判断ができるよ	

うな基準が必要であると考える。

- ④ 今回注視すべき5つの機能として「課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能」、「大容量コンテンツ配信機能」、「GPS位置情報の継続提供機能」、「SMS接続機能」、「携帯電話のEメール転送機能」が示されているが、いずれも利用者利便の向上につながるとともにコンテンツプロバイダの事業拡大に大きな影響をあたえるものであり、必要性、重要性が高くできるだけ早期の対応を要望する。
- ⑤ 前項の5つの機能以外でも、既に多様な事業者が参入しており利用者利便の向上や市場全体の公正競争促進に大きな影響があるという点では「端末で利用するアプリケーション機能」は特に追加すべきであると考える。アプリケーション機能は、コンテンツサービスを行う上では前提となるものであり、現状は電子書籍のビューアーやゲームコンテンツ等で広く利用されており、将来的にはブラウザやメーラー等の現在は端末にバンドルされているソフトも対象となるため市場に対する影響は甚大である。しかしながら現状では通信事業者の指定されているビューアーしか利用できない、あるいは特定種類のアプリは利用ができない、アプリにおける課金機能等の利用ができない等の制限が存在しているため早急に「注視すべき機能」に位置づけることを要望する。

これらの結果、本ガイドライン案にて、「① 料金情報提供機能」・「② 課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能」・「③ 大容量コンテンツ配信機能」・「④ GPS 位置情報の継続提供機能」・「⑤ SMS接続機能」・「⑥ 携帯電話のEメール転送機能」の6つが注視すべき機能として記載されたことは、感謝申し上げる。

②課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能」については、モバイルプラットフォーム協議会での協議の結果、2009 年 12 月末に「モバイルコンテンツにおける

課金手段の提供に関するガイドライン」として取りまとめられ、一定の協議の進展 が図られていると考える。

しかしながら、他の③大容量コンテンツ配信機能・④GPS位置情報の継続提供機能に関しては、一部の通信事業者に固有の問題であることも相まって、十分な協議が為されていないと認識しており、また⑤SMS接続機能・⑥携帯電話のEメール転送機能に関しては通信事業者間の協議や課題解決が優先され、その後にコンテンツ配信事業者等がこれらを利用することから、当法人としても協議に参加出来ているとは言い難く、通信事業者間の協議の模様はあまり把握出来ていない。

今後当法人としても関係各所に働きかけ、上記の点について十分な協議をしてい きたく、総務省からの適切な情報公開と指導を願いたい。

また、前記「端末で利用するアプリケーション機能」に関しては、重ね重ね「注視すべき機能」に位置づけることを要望するが、新たに追加いただきたい機能として、「識別情報提供機能」を提案する。

「識別情報提供機能」に関しては、課金機能と連動して利用されているユーザーID等があり既に公式、一般サイトに対して広く提供されているが、一方で加入者の属性に関する識別情報については提供されていないのが現状である。しかしながら違法・有害情報から青少年を保護する取り組みに於いて、利用者の年齢あるいは年齢区分を把握した上で施策を提供することが社会的な要請として求められている。よって、通信事業者が把握している年齢あるいは年齢区分に関する属性情報等を提供するための識別情報提供機能を注視すべき機能に追加いただくことをお願いする。

(モバイル・コンテンツ・フォーラム)

意見26 ローミング機能についても、必要性・重要性の高いサービスとして注視す | 考え方26

べき機能に含めるべき。

〇 ローミング機能についても、注視すべき機能の対象に追加すべきと考えます。答 申においては、MNO 同士のローミングについて、電波の効率的な利用のためや、競 争促進や利用者利便向上等につながり得る特定の場合は許容され得ると整理され たところであり、このようなことから、ローミング機能についても、必要性・重要 性の高いサービスとして注視すべき機能に含めるべきと考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

御指摘のローミング機能については、接続ルール 答申に示された考え方(※)を踏まえれば、「注視す べき機能」に位置付けることは適当でない。

(※)「あくまでMNOは自らネットワークを構築し て事業展開を図ることを原則とする以上は、両当事 者が合意していない場合にまで、積極的にその促進 を図るべきものとすることについては、慎重に判断 することが必要である。」

- 意見27 「② 課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能」、「④ GPS位置情報 | 考え方27 の継続提供機能」、「⑥ 携帯電話のEメール転送機能」については、そもそも接続 機能には該当しないものと考える。
- ちなみに、本ガイドライン案に「アンバンドルすることが望ましい機能」「注視 すべき機能」として列挙されている項目については、現にいくつかのテーマについ「規定されたものについては、電気通信設備との接続」 て事業者間で合意形成に向けた協議が進んでいます。また、列挙されている機能の うち「② 課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能」、「④ GPS位置情報の継 続提供機能」、「⑥ 携帯電話のEメール転送機能」については、そもそも接続機能 には該当しないものと考えます。

ガイドラインにおいて「注視すべき機能」として により提供される機能であることから、接続機能に 該当する。

(KDDI)

5 事業者間協議における留意事項

(1)接続料の水準

辛日	ネ ラ士
息 兄	月

意見28	接続料算定においては様々な考え方があり、考え方自体も変化していくと
思われる	こと、原価算定においては設備構成を議論せざるを得ないことから、原文
の修正を	· - 要望。

考え方28

○ 接続料算定においては様々な考え方(実績原価とするか将来原価とするか、接続帯域で規定するか使用量(時間など)で規定するかなど)があり、考え方自体も変化していくと思われること、原価算定においては設備構成(網構成等)を議論せざるを得ないことから、原文を以下のように修正することを要望します。

接続料は、設備の使用料として接続事業者に負担を求めるものであることから、その設定に当たっては、可能な限り、接続事業者の理解が得られるよう説明を行うことが適当である。この観点から、ガイドラインにおいて、代入すべきデータについては、可能な限り情報開示することが適当であるとしているが、設備構成等の具体的な情報開示の範囲については、まずは事業者間で協議することが適当である。

「事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、接続料算定に係る 設備(網)構成とその妥当性、参入すべき原価項目、算定方式、原価から接続料を 算定する手順、算定に用いる原価の具体的数値に議論を峻別した上で、第3に示す 考え方を踏まえつつ、例えば、両当事者から案を提示し、その合理性を検証し、これらについて可能な限り情報開示することが適当である。

なお、接続事業者が算定方法案を提示するには、携帯電話事業者が設備(網)構成の守秘義務を締結する等の必要措置をした上で、接続事業者に開示することが適当である。」

(テレコムサービス協会 MVNO協議会)

(2)接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間

意見	考え方
意見29 ガイドライン案において検討の迅速化が謳われているが、現実は、迅速と	考え方29
言える状況ではない。総務省がこの実態の改善に着手することを強く要望。	
〇 株式会社NTTドコモの接続約款には、開発の開始が毎年2月及び8月で、開発	網改造の迅速な実施は、円滑な接続の確保の観点

にかかる開発期間は、最大で 13 ヶ月であること(さらに長期に及ぶ場合もあり得 から望ましいが、網改造に当たっては、ネットワーるとの但し書き有り)、KDDI株式会社の接続約款には、開発にかかる期間は最 クに与える影響等を考慮した上で、必要な対応を行大で 18 ヶ月であること (同上) が記載されています。 うこととなる。このため、二種指定事業者が行う自

「5 事業者間協議における留意事項 (2)接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間 イ」には、検討の迅速化が謳われていますが、現実の姿は、経験則から上記の最大期間を要する場合が多いと推定され、迅速と言える状況ではありません。総務省がこの実態の改善に着手されることを強く要望します。

(テレコムサービス協会 MVNO協議会)

から望ましいが、網改造に当たっては、ネットワークに与える影響等を考慮した上で、必要な対応を行うこととなる。このため、二種指定事業者が行う自社の開発と比較して不利な扱いがされている場合等は別として、網改造に一定の期間を要することは、必ずしも不合理であるとはいえない。

(3)接続に必要なシステム開発等の費用及びその負担方法

意見	考え方
意見30 アンバンドル化の対象となる機能のアンバンドル化・接続に際して、網改	考え方30
造料のかなりの金額を接続事業者が負担することは現実的でないことから、原文を	
修正することを要望。	
〇 別紙 7 (意見19) に示したように、アンバンドル化の対象となる機能のアンバ	考え方19に同じ。
ンドル化・接続に際して、網改造料のかなりの金額を接続事業者が負担することは、	
接続事業者が携帯電話事業の上位3社など大手事業者でない限り現実的ではなく、	
結果的に本ガイドラインの実効性が消滅する事態につながります。「2 アンバン	
ドルに係る仕組み (1)判断基準」における記述も踏まえて、以下のとおり原文	
を修正することを要望します。	
原文:「接続要望に伴う追加コストである場合には、原則として、接続事業者にお	
いて応分負担すべきであるが、」	

修正文:「アンバンドルすることが望ましい機能は、二種指定事業者が負担し、そ れ以外の接続要望に伴う追加コストである場合には、原則として、接続事業者にお いて応分負担すべきであるが、」

(テレコムサービス協会 MVNO協議会)

- 意見31 アンバンドルが望ましい機能の費用負担の在り方については、各社の事業 | 考え方31 規模や負担能力に応じた案分比例が適切であり、その旨を明記することが必要。
- 〇 既存事業者と新規事業者とでシステムを共用する場合には、その負担方法によっ ては、収益規模に基づく費用負担能力等の差異によりそのシステムを利用した接続|接続事業者数に比例するものか否か、トラヒックに の断念を余儀なくさせる状況も起こり得ます。その結果、既存事業者と新規事業者 間のサービスレベルの差異拡大など、公正競争環境を後退させる可能性もあると考 えます。特にアンバンドルが望ましい機能については、「利用者利便の高いサービ スに係る機能」「公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサー ビスに係る機能」と位置づけられている以上、既存事業者、新規事業者問わず、ど の事業者であっても接続が出来ることが重要であり、費用負担の在り方については 負担の公平性にあわせて、公平な競争環境を確保する観点が必要と考えます。その ような場合には、各社の事業規模や負担能力に応じた案分比例が適切であり、5 (3) イについても、以下の通りその旨を明記することが必要であると考えます。

「接続に必要なシステム開発等の費用については、合理性の観点から必要と認めら れる範囲に限られるべきである。また、その負担方法については、接続要望に伴う 追加コストである場合には、原則として、接続事業者において応分負担すべきであ るが、他の接続事業者が開発されたシステム等を共用することとなった場合には、

費用の具体的な案分方法については、当該費用が 比例するものか否かなどの点を考慮しつつ、事業者 間で協議することが適当である。

負担の公平性に加えて<u>公平な競争環境を確保する必要があることから、負担の対象となる各接続事業者の事業規模や負担能力に差異がある場合には十分配意したうえで、</u>当該追加コストの負担方法について案分比例にするなどの<u>措置が必要である。</u>」

(イー・アクセス、イー・モバイル)

意見32 原案では、どのような場合であっても、他社からの一方的な要望により、 その必要性や範囲の議論もしないままに、機能の細分化や機能の取捨選択が可能と なる状態を、要望を受ける移動体事業者側の責任において実現するとの解釈をされ かねないことから、適切ではない。

考え方32

O 接続に必要な諸条件については、これまで、事業者間の協議の中で、双方の合意 の下で必要な情報を開示し合意形成を図ってきており、今後も事業者間の協議に委 ねることが適当です。

特にシステム開発の機能範囲等については、一方的な要望によって決まるものではなく、両者の網構成や実現したい接続形態等を協議の中ですり合わせて両者で決めていくものであると考えます。機能の細部化の必要性やどこまでの細分化が必要であるか等についてはその協議の過程で合意されるべきものであると考えます。

原案では、どのような場合であっても、他社からの一方的な要望により、その必要性や範囲の議論もしないままに、機能の細分化や機能の取捨選択が可能となる状態を、要望を受ける移動体事業者側の責任において実現するとの解釈をされかねません。従って、「細分した機能ごとのコストを提示するなどし、必要な機能の取捨選択ができるようにすること」という記述は、適切ではないと考えます。

「総コストのみを提示するのではなく、細分した機能ごとのコストを提示するなどし、必要な機能の取捨選択ができるようにすること」は、二種指定事業者と接続事業者との間の情報量の格差を是正し、公正競争を促進する観点から適当である。ただし、二種指定事業者に過度に経済的負担を与えることとなる場合にまで、「必要な機能の取捨選択ができるようにすること」が求められるわけではない。

(KDDI)

第3 接続料の算定方法

1 基本的な考え方

(1)対象となる接続料

意見	考え方
意見33 平成21年度接続料についても算定の適正性について検証を実施し、事業	考え方33
者間の接続料格差の適正化を図っていただきたい。	
〇 ガイドライン適用前とされる平成 21 年度接続料について、接続ルールの在り方	ガイドラインに示した接続料の算定方法について
答申(平成 21 年 10 月 16 日)において格差の適正化の必要性が示されている中で、	は、接続ルール答申に示された考え方(※)を踏ま
格差の不適切性が増す懸念があることから、答申の趣旨に従い、二種指定事業者以	え、平成22年度以降の接続料を対象としている。
外の携帯電話事業者を含め、提出された算定根拠により算定の適正性について検証	ただし、平成21年度の接続料についても、可能な
を実施し、事業者間の接続料格差の適正化を図っていただきたいと考えます。	限り総務省に対して算定根拠を明らかにすることが
(NTTドコモ)	適当である。また、事業者による自主的な取組とし
	て、平成21年度の接続料についてガイドラインを
	踏まえた算定を行うことは、公正競争を促進する観
	点から望ましい。
	(※)「上記で整理した考え方については、「第二種
	指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライ
	ン」に規定することとなるが、その具体的内容の検
	討には一定期間を要するため、当該ガイドラインは、
	2009年度内に策定・公表することとされている
	こと、また、次期接続料(2009年度接続料)で
	は、従来算入されていた端末販売奨励金が全額控除
	されて接続料の引き下げが一定程度期待できること

意見34 平成21年度の接続料についても、本ガイドラインに基づく算定が行われるようにしていただきたい。	から、当該ガイドラインに基づく接続料算定は、次々期接続料(2010年度接続料)から行うことが適当である。」 考え方34
○ 携帯電話事業者の接続料については、第二種指定電気通信事業者ではないソフト バンクモバイル殿も含め、できるだけ早期に接続料算定の適正性・透明性の向上が 図られる必要があることから、平成21年度の接続料についても、本ガイドライン に基づく算定が行われるようにしていただきたいと考えます。 (NTT東日本)	考え方33に同じ。
〇 当社としては、携帯電話事業者の接続料について、できるだけ早期に接続料算定の適正性・透明性の向上が図られる必要があると考えており、平成21年度の全ての携帯電話事業者の接続料について、本ガイドラインに基づく算定が行われるようにして頂きたいと考えます。 (NTT西日本)	
〇 「接続ルールの在り方」では「具体的な内容検討には一定期間を要するため、当該ガイドラインは、2009 年度内に策定・公表することとされていること、また次期接続料(2009 年度接続料)では、従来算入されていた端末販売奨励金が金額控除されて接続料の引き下げが一定程度期待できることから、当該ガイドラインに基づく接続料算定は、次々期接続料(2010 年度接続料)から行うことが適当である」(P25)との考え方が示されておりますが、具体的な内容検討に一定期間を要するとして	

も、従来の算定方式により一旦精算を行った上で、本ガイドラインに基づく算定が 出来次第、遡及精算を行うなどの措置により対応可能なため、2009年度(平成21 年度)の接続料算定から本ガイドラインに基づく算定ルールを適用すべきと考えま す。

(NTTコミュニケーションズ)

〇 本ガイドラインに基づく算定開始は平成21年度接続料から対象とすべきであ ると考えます。

二種指定制度の創設以降、携帯電話の接続料について一度も検証されてこなかっ た事実を踏まえれば、本ガイドラインに基づく接続料算定の適正化による引き下げ は時機を逸することなく速やかに実現されるべきであり、実現が遅れれば利用者利 便もそれだけ損なわれることを十分に認識する必要があります。

ただし、平成 21 年度接続料からの算定が困難な場合、答申で含めるべきないと 明確にされている営業費については、平成 21 年度接続料算定においても控除され ることが必要と考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

意見35 長期増分費用方式、将来原価方式などの一種指定制度で採用されている算 | 考え方35 定方式についても、適用の余地を残す記載が必要。

○ 接続料算定について、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加え たものを超えるものではないとされたことは適当と考えます。

なお、本ガイドラインにおいては、「能率的な経営の下」に関する考え方が明確 に示されておりませんので、継続的な検証項目として明記する必要があります。

検証方法としては、二種指定事業者間の比較考量が有効と考えますが、検証結果

モバイル市場の実態を踏まえれば、接続料の算定 期間は、原則として1年とし、接続料の算定は、原 則として当該接続料の適用年度の前年度における実 績値を基に行うことが現時点では適当である。

に対応出来るように、あらかじめ、本ガイドラインには、長期増分費用方式、将来 原価方式などの一種指定制度で採用されている算定方式についても、適用の余地を 残す記載が必要と考えます。

に基づいて算定される利潤を加えた額は、当該設備を使用するにあたる利潤を含めた額となります。携帯電話事業者は、この額で利潤を含めて、設備を運用しているため、第3の5に示す考え方に基づいて算定される需要を按分する分母は、必然的

(イー・アクセス、イー・モバイル)

(2)接続料の構成	
意見	考え方
意見36 「需要で按分した額」は、「需要を設備能力で按分した額」と修正するこ	考え方36
とで、より明確な表現になる。	
〇 この部分では、	ガイドラインにおいて、接続料は、接続料原価に
	利潤を加えた額を需要で案分した額を超えない範囲
「第3の2及び3に示す考え方に基づいて算定される接続料原価に第3の4に示	で設定されるとしている。また、音声接続機能の需
す考え方に基づいて算定される利潤を加えた額を第3の5に示す考え方に基づい	要は、総通信時間とし、ISP接続機能、レイヤ3
て算定される需要で按分した額を超えない範囲で設定される。」	接続機能及びレイヤ2接続機能の需要は、ネットワ
	一クのデータ伝送容量から合理的に算定される総帯
と記載されておりますが、「需要で按分した額」は、「需要を設備能力で按分した額」	域幅としている。
と修正することで、より明確な表現になると考えます。	
第3の3、接続料原価対象外コストの(1)営業コストの段落の冒頭に記載され	
ているとおり、「接続料は、設備の使用料ととらえる」ものです。従って、第3の	
2及び3に示す考え方に基づいて算定される接続料原価に、第3の4に示す考え方	

に設備能力ということになります。 (テレコムサービス協会 MVNO協議会)

(3)接続料の算定期間

	4-5-1
意見	考え方
意見37 実績値に重きを置いた表現は、必ずしも適切ではないことから、修正を要	考え方37
望。	
〇 「接続料の算定は、原則として当該接続料の適用年度の前年度における実績値を	考え方35に同じ。
基に行う。」と記載されています。しかし、次の点を考慮すると、実績値に重きを	なお、御指摘の「最適な方法を選定して決定する」
置いた表現は、必ずしも適切ではないと考えます。	との記載については、現状では「最適な方法」に対
● 投資設備容量と実通信トラフィックとの整合性や着目している通信役務の成長	する共通認識が醸成されていないと考えられること
性を考慮に入れる必要があること、	から、算定方法を不明確にする可能性も否定できな
• 技術進歩を勘案した設備の最適性等も考慮した方が良い場合が存在すること、	いと考えられる。
● 将来の通信トラフィック予測や網の最適性を加味した実績値以外の要素を取り	
入れた方法が広く認められていること	
このことから、当該部分を以下のように修正することを要望します。	
「接続料の算定は、着目している通信役務の提供に必要な設備の実態、前年度の実	
績値、将来の需要予測や技術の進展等を総合的に考慮し、最適な方法を選定して決	
定する。」	
(テレコムサービス協会 MVNO協議会)	
意見38 「年間の実績値」であることを明確にしていただきたい。	考え方38

○ 接続料の算定期間にあたっては、算定のあり方が不明確とならないよう、例外は 設けないでいただきたいと考えます。また、実績値の定義・期間については解釈に 差異が生じる懸念があることから、「年間の実績値」であることを明確にしていた だきたいと考えます。

(NTTドコモ)

「接続料の算定期間は、原則として1年とする。 接続料の算定は、原則として・・・前年度における 実績値を基に行う」との記載は、例えば、新たにア ンバンドルして接続料を設定するような機能につい ては、前年度における実績値を把握できない場合も あり得ることに配慮したものである。また、当該記 載から、「前年度における実績値」とは、原則として 前年度における1年間の実績値となる。

意見39 算定方式について実際費用方式に限定する必要はなく、将来原価方式、長 | 考え方39 期増分費用方式など状況に対応した選択を容易とする記載がより適切。また、本ガ イドラインを契機に、携帯電話事業者の接続料算定における事後精算を廃止すべ き。

- ・本ガイドラインでは、算定方式について実際費用方式に限定する必要はなく、 将来原価方式、長期増分費用方式など状況に対応した選択を容易とする記載がより 適切であると考えます。
 - ・本ガイドラインを契機に、接続料算定における事後精算を廃止すべきであると 考えます。

接続料の事後精算制度については、総務省の「コロケーションルールの見直し等 に係る接続ルールの整備について(2007年3月30日情報通信審議会)」(以下、コ ロケーションルール答申)において「*現行の事後精算制度は、適用年度の実績をよ* り実態に近い形で接続料に反映させるという点では望ましいものの、事後に支払額 が決定する仕組みであるため、予見性の確保という観点からは問題があり、また複 考え方35に同じ。

接続料の精算方法については、ガイドラインにお いて特段の考え方を示しておらず、その変更に係る 御意見については、まずは事業者間で協議を行うこ とが適当である。

数回に及ぶ精算は実務上煩瑣な面がある。このため、接続料の適正性が確保されることを前提として、事後精算制度を廃止し、接続料が事前に確定する方式に変更することが適当である。」との問題点と見解が示されており、それに加えて、例え接続料が安価になった場合でも、それが利用者料金に反映されるのは事後に料金が確定される時期以降になってしまう等利用者利便性の観点からもデメリットがあると考えます。

コロケーションルール答申を受けて、NTT東西殿の接続料ではすでに、実際費用方式であっても、事後精算が廃止されており、第二種指定事業者を含めた各モバイル事業者の接続料においては、未だに事後精算が残存している状況にあります。現在の固定・携帯電話間の通信トラヒック及び接続料単価をみれば、各社の事業者間精算額は、対固定事業者よりも対携帯電話事業者との方がはるかに大きいと考えられ、NTT東西殿のみが事後精算制度を廃止したとしてもその効果は薄いと考えます。

そのため携帯電話の接続料算定における事後精算の廃止が必要であり、本ガイドライン運用開始当初からの対応が難しいのであれば、廃止に向けて引き続きの検討が必要であると考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

2 接続料原価

(1) 算定プロセス

意見	考え方
意見40 接続料原価算入対象外のコストの除外が不徹底となる等、ガイドラインの	考え方40
趣旨から外れるような裁量を許容するものではないことを明確にしていただきた	

l,	
〇 接続料原価算入対象外のコストの除外が不徹底となる等、ガイドラインの趣旨か	「最終的に算定される接続料原価に含まれるコス
ら外れるような裁量を許容するものではないことを明確にしていただきたいと考	トの内容が <u>同程度</u> であるときは、当該二種指定事業
えます。	者が採用するプロセスが直ちに否定されるものでは
(NTTドコモ)	ない」との記載は、コストの内容に厳密な同一性ま
	では求められないことに配慮したものである。一方、
	例えば、3ステップ・プロセスにより控除すべきコ
	ストやガイドラインに明示されていないコスト等が
	明らかに算入されている接続料原価については、コ
	ストの内容が「同程度」とは認められない。
意見41 すべての携帯事業者が本ガイドラインに示されている算定プロセスでの	考え方4 1
み算定を行うべきことから、修正を提案。	
〇 ガイドラインに「ただし、プロセスが完全に同一でない場合であっても、最終的	考え方40に同じ。
に算定される接続料原価に含まれるコストの内容が同程度であれば、(中略)プロ	
セスが直ちに否定されるものではない。」と記載されていますが、「同程度」の基準	
が具体的に示されていないこと、および「同程度」であることを検証するためには、	
本ガイドラインで示されたプロセスによる算定も実施する必要が生じることから、	
あえて例外を設ける必要はなく、すべての携帯事業者が本ガイドラインに示されて	
いる算定プロセスでのみ算定を行うべきと考えます。	
ガイドライン本文については、以下の修正を提案します。	
【修文案】	
接続料原価は、第3の2の(2)(3)に示す3ステップ・プロセスにより算定	
されるものとする。(以下削除)	

(NTTコミュニケーションズ)	
意見42 本ガイドラインにて規定する3ステップの算定プロセス、及び別表第一に	考え方42
掲げる基準を二種指定事業者が採用することを原則とすべき。なお、規定以外を採	
用する場合は、実際に採用した方法・基準について開示されるべき。	
〇 本ガイドラインが接続料算定の適正性・透明性の確保が目的であることを踏まえ	各事業者がガイドラインに規定された算定プロセ
れば、本ガイドラインにて規定する3ステップの算定プロセスを二種指定事業者が	スや配賦基準等以外を採用する場合には、その妥当
採用することを原則とすべきと考えます。同様にコストの役務ごとの配賦や契約数	性について、総務省として厳密に検証を行うことと
連動・トラヒック連動コストの分計についても本ガイドラインの別表第一に掲げる	なる。
基準を二種指定事業者が採用することを原則とすべきと考えます。	
なお、二種指定事業者が本ガイドラインに規定される各方法・基準以外を採用す	
るにあたって、止むを得ない事情がある場合には、実際に採用した方法・基準につ	
いては開示されるべきと考えます。	
(イー・アクセス、イー・モバイル)	

(2)音声接続機能

意見	考え方
意見43 接続に関連しないコストは、いかなる費用項目であっても原価に一切含め	考え方43
るべきではない。	
〇 そもそも接続料原価については、一種指定設備と同様、移動電気通信役務のコス	ガイドラインにおいては、接続ルール答申を踏ま
トの中でも、接続に関連するものに限定されるべきであり、接続に関連しないコス	え、接続料を設備の使用料ととらえ、接続料原価対
トは、いかなる費用項目であっても原価に一切含めるべきではないと考えます。	象コストを基本的には設備コストとしつつ、設備へ
(イー・アクセス、イー・モバイル)	の帰属が認められる営業コストに限り、接続料原価
	への算入が否定されないとしたものである。

3 接続料原価対象外コスト

(1)営業コスト

意見 意見	
意見44 周波数再編に関するコストは、全てを接続料原価に算入することが適当。	
フィルタリング機能等の周知・啓蒙活動にかかる営業費用も、ケータイ教室に限ら	
ず、全てを接続料原価に算入することが適当。なお、"ネットワーク外部性料金"	
については、"営業コスト"と同様の扱いであることを改めて明記すべき。	

O 前述のとおり、接続条件等については、事業者間での任意の協議の中で自ずと決まるものと考えており、接続料の算定に関しても事業者間の協議に委ねることが適当です。

こうした状況において敢えて接続料に関する規制を新たに導入するのであれば、 公正な競争環境が担保されること、及び以下の点について十分に留意すべきと考え ます。

本ガイドライン案では、接続料原価への算入が否定されない営業コストとして、 設備への帰属が認められるものに限定していますが、周波数再編に関するコストに ついては、公共財の最適化、ひいては国民の利益に資する国策として推進されるも のであることから、設備との関連性の有無に関わらず、当該施策の実現に係る費用 については周知費用に加え、対応端末への変更に関する各種施策や受付体制に係る 費用等全てを接続料原価に算入することが適当と考えます。

また、携帯電話の安全・安心の実現のためのフィルタリング機能等の周知・啓蒙 活動にかかる営業費用についても、例示されているケータイ教室に限らず、関連す

考え方44

「対応端末への変更に関する各種施策や受付体制に係る費用」については、自社サービスの継続提供の促進につながり得るため、他の事業者に接続料として負担を求めるべきではない。

考え方

「フィルタリング機能等の周知・啓蒙活動にかかる営業費用」については、当該活動が社会的要請に基づき実施する利用者保護に係る取組であると評価できるが、設備の安定的な運用等に資するとはいえず、設備への帰属が認められないため、他の事業者に接続料として負担を求めるべきではない。

「ネットワーク外部性料金」については、ガイド ラインにおいて、接続料原価への算入を認めていない。

なお、二種指定事業者が平成22年度以降に接続 料原価に算入する営業コストについては、総務省と

る費用全てを接続料原価に算入することが適当と考えます。	して厳密に検証を行うこととなる。
なお、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について答申」	
及び、そのパブリックコメントに対する総務省の考え方でも述べられているとお	
り、"ネットワーク外部性料金"については、本項での"営業コスト"と同様の扱	
いであることを改めて明記すべきと考えます。	
(KDDI)	
意見45 ガイドライン(案)に示された営業コストについて、接続料原価への算入	考え方45
に賛同。「周波数再編」には、既に割当を受けている周波数の返還も含まれる点を	
明確にしていただきたい。	
〇 携帯電話事業の営業費のうち、ガイドライン(案)に示された営業コストは、接	周波数の使用期限の到来に伴う当該周波数の返還
続料への算入合理性が存在するものであり、今回、接続料原価への算入が認められ	については、「周波数再編」に含まれる。
たことに賛同いたします。	なお、二種指定事業者が平成22年度以降に接続
〇 「周波数再編」には、少なくとも既に割当を受けている周波数の返還も含まれる	料原価に算入する営業コストについては、総務省と
ものと理解しており、その点を明確にしていただきたいと考えます。	して厳密に検証を行うこととなる。
(NTTドコモ)	
意見46 ①~③の営業コストを算入することは、一切認められるべきでなく、営業	考え方46
コストの算入を二種指定事業者が求める場合には、当該事業者が算入の適正性に関	
しての説明責任を負うべきであり、総務省によってガイドラインに規定すべき内容	
ではない。	
〇 営業コストの算入は、厳格に行われるべきと考えます。	ガイドラインに限定列挙した営業コストについて
答申において、営業費については、「あくまで限定的」かつ「設備との関連性を厳	は、以下のとおり、設備の安定的な運用又は効率的
格に判断した上で、できる限り具体的かつ明確な形で整理することが必要」とされ	な展開に資することから、設備への帰属が認められ
たところですが、今回の案では、例示項目が多い事など、接続料として算入してよ	るものとしており、また、接続料として他の事業者

い範囲の限定がなされておらず、二種指定事業者での意図的な解釈も可能であるゆ え、答申の条件を充たす内容にはなっていないと考えます。

①~③で挙げられた営業コストについては、たとえば①啓蒙活動②エリア整備・改善の情報収集については、営業活動との区分が不明確であること、③周波数再編については、設備との関連性は直接ないことに加え、接続事業者が接続料(特に音声接続料)として負担しなければいけないコンセンサスの醸成が図られていないものと考えられます。

したがって、このような状況下では、①~③の営業コストを算入することは、一切認められるべきでないと考えます。また、このような不明瞭な営業コストの算入を、二種指定事業者が求める場合には、その二種指定事業者が、活動内容、コストの総額やコスト配賦方法など、算入の適正性に関しての説明責任を負うべきであり、当然のごとく総務省殿によってガイドラインに規定すべき内容ではないと考えます。また、このような内容をオープンに審議する場として、情報通信審議会の部会、委員会が設けられているものと考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

に負担を求めることが必ずしも不合理であるとはい えない。

① 電気通信の啓発活動に係る営業コスト

迷惑メールへの対処方法や災害時の通信手段等の啓発を内容とするケータイ教室を想定している。迷惑メールの増殖は設備への負荷につながるところ、これを効果的な対処方法によって抑えることは、設備の安定的な運用に資する。また、災害時にはトラヒックがひっ迫するところ、これを災害用掲示板等の活用によって分散させることは、同様に設備の安定的な運用に資する。

② エリア整備・改善を目的とする情報収集に係る 営業コスト

設備構築計画の策定に当たり、電波調査等によって不感地エリアの調査が必要となるが、これらは設備コストによって賄われている。一般からの不感地エリアに係る情報提供は、これらの調査や計画を補完するものであり、設備の効率的な展開に資する。

③ 周波数再編の周知に係る営業コスト

周波数再編が完了するまでは、旧周波数を利用 するサービスを提供するための設備コストが発生 する。周波数再編の周知は、その円滑な実施を促

	進するものであり、設備の効率的な展開に資する。
	なお、二種指定事業者が平成22年度以降に接続
	料原価に算入する営業コストについては、総務省と
	して厳密に検証を行うこととなる。
意見47 「営業コストは接続料原価に算入されるべきでない」との原則を厳格に適	考え方47
用し、全ての営業コストを接続料原価から除外することが適当。	
〇 モバイル市場が飛躍的に拡大し市場環境が大きく変化していることを踏まえ、携帯電	考え方46に同じ。
話事業者の接続料の算定方法、アンバンドル等に係る考え方を明確化するため、ガイド	
ラインを作成することについて、賛同いたします。	
ただし、ガイドライン作成にあたっては、より透明性のある制度運用が図られるよう、可	
能な限り例外的な取扱いを除くことが重要と考えますので、十分留意いただくよう要望い	
たします。	
特に、ガイドライン案第3の3の(1)にある接続料原価に係る営業コストの取扱いにお	
いて、例外的に原価参入を許容するものが列挙されておりますが、「営業コストは接続料	
原価に算入されるべきでない」との原則を厳格に適用し、全ての営業コストを接続料原価	
から除外することが適当と考えます。	
また、例外として挙げられているもののうち、少なくとも「①電気通信の啓発活動」「②エ	
リア整備・改善を目的とする情報収集」に係る営業コストについては、以下の観点からも、	
接続料原価への算入を許容することは、不適当と考えます。	
·「①電気通信の啓発活動」は、CSRの側面からの活動が主目的と考えられますので、	
設備との関連性は希薄であります。	
・「②エリア整備・改善を目的とする情報収集」に関して、エリア展開や充実は、他社との	
差別化のための営業活動の一つと捉えるべきものと考えます。	

なお、平成21年10月16日付情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」において、例外的取扱いの根拠として、第一種指定電気通信設備制度での取扱いが挙げられておりますが、これを先例として本ガイドラインに盛り込むのではなく、第一種指定電気通信設備制度においても、全ての営業コストを接続料原価から除外するべく見直しを図っていくことが適当と考えます。

(ケイ・オプティコム)

4 利潤

(3)自己資本費用

意見	考え方
意見48 自己資本利益率の算定について、一般的な投資評価手法として定着してい	考え方48
るCAPM方式の採用に賛同。	
O 自己資本利益率の算定について、一般的な投資評価手法として定着しているCA	_
PM方式が採用されたものと理解しており、賛同いたします。	
(NTTドコモ)	
意見49 自己資本費用の算定に用いる各種数値の算定については、少なくとも、	考え方49
1950 年代から 1970 年代の所謂「高度経済成長期」を含むような長期間を対象とし	
た算定は、合理的な値とは言えない。	
Ο 自己資本費用の算定に用いる各種数値(主要企業の平均自己資本利益率及びβ値	自己資本費用の算定に用いる値の算定期間につい
等)の算定については、対象とする期間によって非常に大きく値が変動します。現	ては、ガイドラインにおいて一意的に示すことは困
案では"一定程度長期間における実績値"と解釈できる記述がありますが、少なく	難であるが、御意見については、今後、検証を行っ
とも、1950 年代から 1970 年代の所謂「高度経済成長期」を含むような長期間を対	ていくに当たっての参考とさせていただきたい。

象とした算定は、接続料の算定においては、過度に自己資本費用を増大させる結果 となり合理的な値とは言えないと考えます。

(KDDI)

意見50 β値の算定について、算定対象期間を明確とすること及び移動体以外の事 | 考え方50 業は算定対象外とすることを明確にした修正が必要。また、β値の算定についても 二種指定事業者が提出する算定根拠の内容に含めるべき。

- Ο β値の算定について、以下の点を明確にした修正が必要であると考えます。また β値について適正に算定されているか、二種指定事業者が提出する算定根拠の内容 │ 9 に同じ。 に含めるべきであると考えます。
 - 1. β 値の算定対象期間を明確とすること。

本ガイドラインではβ値の算定対象期間が不明確です。現状の「一定程度長期間」 の記載では、二種指定事業者の意図的なβ値の算定がなされるおそれがあります。 算定対象期間について、具体的な年数で定義すべきと考えます。

2. 移動体以外の事業は、算定対象外とすること。

β値の算定にあたっては、二種指定設備に係るリスク以外の要素が加味されるこ とは適切ではないと考えます。二種指定設備における接続料算定の適正性を向上さ せることが目的ですので、β値の算定についても、二種指定設備の運営により生じ る範囲に限定して算出されるべきであると考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

Bの算定期間に係る御意見については、考え方4

移動体以外の事業を算定対象外とすべきとの御意 見に関し、ガイドラインにおいて、βは、移動電気 通信事業に係るリスク等を勘案した合理的な値とし ている。

5 需要

(1) 音声接続機能

(1)音声接続機能	
意見	考え方
意見51 接続料の算出根拠は使用設備能力とすべきであり、音声接続機能/回線交	考え方51
換機能の需要表現を、総通信時間とはせず、柔軟性を持たせた表現の方が妥当であ	
ることから、修正を提案。	
〇 別紙 12 (意見36) に示したとおり、接続料の算出根拠は使用設備能力とすべき	音声接続機能の需要については、各携帯電話事業
と考えます。音声接続機能に関しても、最大同時通話数など、テータ通信の ISP/	者が通信時間を単位として音声接続機能の接続料を
レイヤー2/レイヤー3 接続機能の帯域幅課金と同様の考え方に基づく接続料算出基	設定している実態を踏まえれば、実際の総通信時間
準の設定が必要であると考えます。	とすることが適当である。
実際、通信時間ではなく、最大同時通話数を課金根拠とする法人内線サービスが	
MNO から提供されております。このようなサービスは、ユニバーサルサービスを提	
供するMNOよりも、法人毎に異なる内線番号計画など、個別最適化が図りやすいMVNO	
によるサービス提供に適している領域であり、MVNO も MNO と同様の料金設定ができ	
るようにならなくてはなりません。	
(2)のISP接続機能やレイヤー2・レイヤー3接続機能の項で、帯域幅課金の	
ほかにデータ伝送量等による需要表現もあり得ることに配慮して、「帯域幅課金を	
基本とし」という表現が用いられているのと同様に、音声接続機能/回線交換機能	
の需要表現も、総通信時間とはせず、柔軟性を持たせた表現の方が妥当であること	
から、(1)を以下のように修正することを提案します。	
(1) 音声接続機能(回線交換機能)	
音声接続機能に係る接続料は、設備能力を基本とする。ただし、総通信時間による	
ことも可能とする	

(テレコムサービス協会 MVNO協議会)	
意見52 現時点で最繁時トラフィックを考慮すべきでないことを明確にしていた	考え方52
だきたい。	
〇 接続ルールの在り方答申(平成21年10月16日)において、「最繁時トラフィッ	接続ルール答申に示されたとおり、最繁時トラヒ
クを考慮した接続料算定は、現時点での導入は時期尚早と考えられる」とされてい	ックを考慮した接続料算定は、現時点での導入は時
ることから、ガイドラインにおいても、現時点、最繁時トラフィックを考慮すべき	期尚早と考えられる。
でないことを明確にしていただきたいと考えます。	
(NTTドコモ)	
〇 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について答申」におい	
て「最繁時トラヒックを考慮した接続料算定は、現時点での導入は時期尚早」と記	
されています。本ガイドラインにおいても、総通話時間が年間の総通話時間を意味	
し、最繁時トラヒックを考慮するものではない点についてあらためて明記すべきと	
考えます。	
(KDDI)	
意見53 算定根拠に通信経路ごとの需要を記載させるなど、検証を可能とすること	考え方53
が必要であり、自網内呼の通話時間を、様式5の算定根拠の記載事項に追加すべき。	
相互接続呼についても、発信と着信を分け算定根拠に記載させることが必要。	
○ 需要の算出方法については、答申にて「 <i>例えば、基地局の利用は、相互接続呼は</i>	通信時間については、自網内呼と相互接続呼に分
1回であるのに対し、自網内呼は2回であることを考慮すると、年間の総通信時間	けて様式5に記載することとしている。
の算定において、自網内呼の通信時間は、2倍にして算定するなど、可能な限り各	通信時間を発信時間と着信時間に分けて記載する
設備について実際の利用に応じた算定を行うことが適当」と指摘されていますの	ことについては、接続料の算定の検証を行う観点か
で、通信量と利用設備の関係についても、算定根拠に通信経路ごとの需要を記載さ	らは、その必要性が現時点では認められない。

せるなど、検証を可能とすることが必要であると考えます。たとえば、自網内呼に ついては、相互接続呼と算定において公平に扱うことが、接続料の適正性を確保す る上で重要ですので、自網内呼の通話時間について、様式5の算定根拠の記載事項 に直ちに追加すべきと考えます。また、相互接続呼についても、発信と着信を分け 算定根拠に記載させることが必要です。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

意見54 機能の利用の実態を算定に反映させるためには、通話時間と通話回数に係 | 考え方54 るコストをそれぞれを明確に分けること、接続料そのものについても、通話回数ご とに係るもの、通話秒数ごとに係るもの、それぞれ分けて設定することが必要。

○ また、接続料の需要は総通話時間のみを以って行うとされておりますが、機能の 利用の実態を算定に反映させるためには、通話時間と通話回数に係るコストをそれ「については、各携帯電話事業者が通信時間を単位と ぞれを明確に分けさせること、接続料そのものについても、通話回数ごとに係るも│して音声接続機能の接続料を設定している実態を踏 の、通話秒数ごとに係るもの、それぞれ分けて設定させることが必要であると考え│まえれば、その必要性が現時点では認められない。 ます。

通信時間と通信回数に係るコストを分計すること

(イー・アクセス、イー・モバイル)

6 算定根拠

意見	考え方
意見55 接続料算定根拠等の情報を一定程度オープンにして、第三者によるチェッ	考え方55
クにさらすことが適切。また、接続料算定事業者は、二種指定事業者か否かにかか	
わらず、接続料の支払いを行う事業者に対し、算定結果及び方法について同等レベ	
ルの情報開示を行うことが必要。	
〇 接続料算定の適正性を確保するためには、接続料の水準やその増減要因を明らか	接続料は、設備の使用料として接続事業者に負担

にする算定根拠等の情報を一定程度オープンにして、第三者によるチェックにさらすことが適切であり、接続ルールの在り方答申(平成21年10月16日)に「ガイドラインに基づいた接続料の算定及び算定結果の届出・公表等が行われることが適当」とされたとおり、これを念頭に置いたガイドラインの運用が必要であると考えます。

○ 今回、二種指定事業者以外の携帯電話事業者の接続料についても、総務省殿に算 定結果及び根拠が提出され、検証が行われることとされますが、事業者間で接続料 負担の適正性・合理性について相互に理解しあうことが必要であることから、接続 料算定事業者は、二種指定事業者か否かにかかわらず、接続料の支払いを行う事業 者に対し、算定結果及び方法について同等レベルの情報開示を行うことが必要であると考えます。

を求めるものであることから、その設定に当たって は、可能な限り、接続事業者の理解が得られるよう 説明を行うことが適当である。

事業者間での情報開示の範囲については、まずは 事業者間で協議することが適当である。

総務省による検証結果の公表の是非・範囲については、今後、検討してまいりたい。

(NTTFJ=)

- 意見56 本ガイドラインが総務省による電気通信事業法第35条に基づく裁定時 の判断基準となることを明確にして頂きたい。さらに、携帯電話事業者の接続料の 検証に係る以上の枠組みについても規定して頂きたい。
- 当社としては、規制が課されていない事業者の接続料が相対的に高止まりしている現状に鑑み、まずは、前述のとおり、全ての携帯電話事業者の接続料算定が同じ基準で行われるようにして頂いた上で、本ガイドラインの内容についても、接続料原価に含めるべきコスト範囲や接続料算定の手順等を明確に定めることで、極力曖昧さを排除して頂くと共に、本ガイドラインが総務省殿による電気通信事業法第35条に基づく裁定時の判断基準となることを明確にして頂きたいと考えます。

さらに、総務省殿においては、全ての携帯電話事業者を対象に、毎年継続的に検

考え方56

ガイドラインは、裁定時の判断基準を示すことを 目的とするものではないが、裁定時の判断に当たっ ての参考となり得ると考えられる。

検証方法に係る御意見については、今後、検証を 行っていくに当たっての参考とさせていただきたい。

証を行う仕組みを構築した上で、事業者間比較や経年比較を含む徹底した検証を実 施して頂くことで、接続料の適正性を確保して頂きたいと考えます。当社としては、 携帯電話事業者の接続料の検証に係る以上の枠組みについて、本ガイドラインに規 定して頂きたいと考えます。

(NTT西日本)

意見57 ガイドライン別表第2の様式では、実際の設備の使用の違いを考慮した算 | 考え方57 定がなされたかどうかか確認できないことから、修正を提案。

〇 本ガイドラインには、「音声接続機能に係る接続料の需要は、総通信時間とする。 総通信時間の算定は、自網内呼と相互接続呼の通信経路の違いによる設備の使用の│法の精緻化を図るに当たっての参考とさせていただ 違いを考慮して行う」(p11)と記載されており、また、本ガイドライン別紙で示さしきたい。 れた「音声伝送機能の総需要の算定に係るモデル・ケース」でも、基地局、加入者 交換機、関門(中継)交換機といった設備の使用の違いを考慮した総通話時間とコ ストを用いた算定方法が例示されております。

しかし、本ガイドライン別表第2の様式では、通信経路の違いによる設備ごとの コスト及びトラヒックの記入欄が設けられていないため、モデル・ケースに例示さ れている実際の設備の使用の違いを考慮した算定がなされたかどうかか確認でき ず、当該接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるかについて 検証することが不可能であることから、以下の修正を提案します。

【修文】下線分は追加箇所

 P5 2 接続料原価 (2) 音声接続機能ア(ア) 移動体電気通信役務に係る総コストは、設備コスト、営業コスト及び間接コ ストに大別される。設備コストには、運用費、施設保全費、試験研究費、研 究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課が該

検証方法に係る御意見については、今後、検証方

当し、営業コストには、営業費が該当し、間接コストには、共通費及び管理費が該当する。なお、設備コストの抽出にあたり、設備の使用の違いを考慮した算定を可能とするため、基地局、加入者交換機、関門(中継)交換機等の設備ごとのコストを別表2様式2の通り分計することとする。(別表2様式2案は別添の通りとする)

② P11 5 需要 (1)音声接続機能

音声接続機能に係る接続料の需要は、総通信時間とする。総通信時間の算定は、自網内呼と相互接続呼の通信経路の違いによる設備の使用の違いを考慮して行う。なお、需要を記載するにあたり、設備の使用の違いを考慮した算定を可能とするため、基地局、加入者交換機、関門(中継)交換機等の設備ごとの通話時間を別表2様式5の通り分計することとする。(別表2様式5案は別添の通りとする)

【別添】

様式2 ステップ2及び3におけるコストの分計(音声接続機能)(単位:円)

基地局

]
			契約者数連動	トラヒック連動			備考
			コスト	コスト	接続料対象外	接続料原	
					コスト	価	
	運用費						
	施設保全費						
	試験研究費						
	研究費償却						
設備コスト	減価償却費						
	固定資産除却費						
	通信設備使用料						
	租税公課						
	āt						
営業コスト	営業費						
	共通費						
間接コスト	管理費						
	āt						
	総計						

加入者交換機

]
		音声伝送役務					
			契約者数連動	トラヒック連動			備考
			コスト	コスト	接続料対象外	接続料原	
	-				コスト	価	
	運用費						
	施設保全費						
	試験研究費						
	研究費償却						
設備コスト	減価償却費						
	固定資産除却費						
	通信設備使用料						
	租税公課						
	ā †						
営業コスト	営業費						
	共通費						
間接コスト	管理費						
	計						
	総計						

関門(中継)	交換機						
		-					-
		音声伝送役務	契約者数連動	トラヒック連動		,	備考
			コスト	コスト	接続料対象外コスト	接続料原価	
	運用費						
	施設保全費						
	試験研究費						
	研究費償却						
設備コスト	減価償却費						
	固定資産除却費						
	通信設備使用料						
	租税公課						
	計						
営業コスト	営業費						
	共通費						
間接コスト	管理費						
	=1						1
	計						
	計 総計 総計 間の伝送路費用等を含	む場合はその旨を	備考欄に記載するこ	٤			
(注)各設備門 議式5 需要	総計 間の伝送路費用等を含 要(音声接続機能)				閏門(中継)交換	機量機	
(注)各設備間 様式5 需要 項目/数値(総計間の伝送路費用等を含 要(音声接続機能) (単位:秒)	む場合はその旨を基地局		者交換機	関門(中継)交換	機備考	
(注)各設備 様式5 需要 項目/数値(自網内呼の	総計 間の伝送路費用等を含 要(音声接続機能) (単位:秒) 通信時間				関門(中継)交換	機備考	
(注)各設備間 様式5 需要 項目/数値(自網内呼の	総計間の伝送路費用等を含 要(音声接続機能) (単位:秒)				関門(中継)交換	機備考	
(注)各設備	総計 間の伝送路費用等を含 要(音声接続機能) (単位:秒) 通信時間				関門(中継)交換	機備考	
(注)各設備 様式5 需要 頁目/数値(自網内呼の 目互接続呼	総計 間の伝送路費用等を含 要(音声接続機能) (単位:秒))通信時間 での通信時間	基地局	加入		関門(中継)交換	機備考	
(注)各設備 様式5 需要 頁目/数値(自網内呼の 目互接続呼	総計 間の伝送路費用等を含 要(音声接続機能) (単位:秒) 通信時間	基地局	加入		関門(中継)交換	機備考	
(注)各設備 様式5 需要 頁目/数値(自網内呼の 目互接続呼	総計間の伝送路費用等を含 要(音声接続機能) (単位:秒))通信時間 での通信時間	基地局・ションズ)	加入	者交換機			Lèria
(注)各設備 様式5 需要 頁目/数値(自網内呼の 目互接続呼	総計間の伝送路費用等を含 要(音声接続機能) (単位:秒))通信時間 での通信時間	基地局・ションズ)	加入	者交換機	関門(中継)交換		だけ゛
(注)各設備 様式5 需要 頁目/数値(自網内呼の 目互接続呼 ITTコ	総計間の伝送路費用等を含要(音声接続機能) (単位:秒) (単位:秒) 通信時間 はの通信時間	^{基地局} ・ションズ) 「正性を確1	加入	者交換機	8省にて検証	を行う	
(注)各設備間 様式5 需要 項目/数値(自網内呼の 相互接続呼	総計間の伝送路費用等を含要(音声接続機能) (単位:秒) (単位:秒) 通信時間 はの通信時間	^{基地局} ・ションズ) 「正性を確1	加入	者交換機		を行う	
(注)各設備 様式5 需要 項目/数値(自網内呼の 相互接続呼 NTTT 158	総計間の伝送路費用等を含要(音声接続機能) (単位:秒) (通信時間での通信時間をの通信時間をおき、ユニケー接続料の適性結果の公表	*ションズ 正性を確 、および	ホス 呆するため 食証にて不	^{者交換機} には、総務 十分とされ	8省にて検証	を行ういて、	二種
(注)各設備 様式5 需要 項目/数値(自網内呼の 相互接続呼 リエエ もの検証 この を に と に に に に に に に に に に に に に に に に に	総計間の伝送路費用等を含要(音声接続機能) (単位:秒) 通信時間 の通信時間 はミュニケー接続料の適 E結果の公表	*ションズ 正性を確 、および も必要で	^{加入} 呆するため 贪証にて不 あり、検証	^{者交換機} には、総務 十分とされ 結果を公表	8省にて検証	を行う いて、 ムの構	二種 築を
(注)各設備 様式5 需要項目/数値(自網互接続・アントライン 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	総計間の伝送路費用等を含要(音声接続機能) (単位:秒) の通信時間 での通信時間 をおれている。 をはれている。 をおれている。 をおれている。 をおれている。 をはれている。 をはれている。 をはれている。 をはれている。 をは	************************************	果するため 検証にて不 あり、検証 続料の適正	^{者交換機} には、総務 十分とされ 結果を公表 性を確保す	8省にて検証 ルた内容につ きするスキー	を 行う いて、 ムの構 、総務	二種! 築を! 省殿!

いて、二種指定事業者に是正させることも必要です。本ガイドライン策定により、 接続料算定のルールが明確になることから、総務省殿においても、以前と異なり検 証に基づいたより積極的な対応が取れるものと考えております。

客観的な外部検証性を高めるために、総務省殿においては、別添資料のような検 証結果を公表するスキームとして頂くよう要望します。

【別添】

(例)音声接続機能接続料算定における検証結果シート

	検証項目	(事業者A) 検証結果	(事業者B) 検証結果
接続料原価の算出	【ステップ1】音声・データ役務別のコスト分計		
(別表第2 様式1	①別表第1の基準に沿った配賦がおこなわれているか		
~2)	2		
	【ステップ2】契約数連動・トラヒック連動別のコスト分計		
	①		
	2		
	【ステップ3】接続料対象・対象外のコスト分計		
	①営業コストは算定対象外とされているか		
	2		
	3		
利潤の算出	利潤の算出(β値等、各設定値の適正性)		
(別表第2 様式4)	①β値は適正に設定されているか		
	2		
需要の算出 (別表第2 様式5)	トラヒック		
接続料 (別表第2 様式7)	スタックテスト(接続料金の妥当性)		
	総合評価		

い。

総務省による検証結果の公表の是非・範囲については、今後、検討してまいりたい。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

第4 標準的な接続箇所の設定等

1 基本的な考え方

- 本作的な方だり	
意見	考え方
意見59 地方における中小事業者が相互接続上、不利な条件とならないよう、『標	考え方59
準的接続箇所の設定や相互接続点の設置については、原則、各県またはブロック毎	
に設置する』等の表現に変更すべき。	
〇 電話事業者の各サービスにおいて、携帯電話向け通話料は、着信先エリアに関係	接続事業者の利便の確保の観点からは、相互接続
ない一律料金が設定されるのが一般的になっております。これは、携帯電話事業者	点が全国に設置できることが望ましいが、提供され
の相互接続点が各県またはブロック(四国など)毎に設置され、かつ、その単位で	る機能によっては、二種指定事業者に過度に経済的
一律の接続料が設定されるためであり、結果として、地方における中小事業者でも	負担を与えることとなるとも考えられるため、御指
大手事業者と同等な通話料設定が可能になっております。	摘のような内容を原則としてガイドラインに記載す
標準的接続箇所の設定等の基本的な考え方として、「事業者間協議による合意形	ることは、必ずしも適当でない。
成を尊重し」とありますが、携帯電話事業者の市場支配力を鑑みれば、地方におけ	
る中小事業者が相互接続上、不利な条件とならないよう標準的接続箇所(都道府県	
単位など)の設置は必要と考えます。	
この当社の考えは、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に	
ついて」に関する情報通信審議会からの答申(平成21年10月16日)において、「総	
務省においては、ガイドライン策定に当たっての参考とすることが適当である」と	
示されたことから賛同されたと理解しております。ついては、『標準的接続箇所の	
設定や相互接続点の設置については、原則、各県またはブロック毎に設置する』等	
の表現に変更すべきと考えます。	
(STNet)	

第5 その他

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	T
意見	考え方
意見60 輻輳・故障情報や帯域制御に関する情報などの運用情報が二種指定事業者	考え方60
から正確に開示される仕組みが構築されること、通信料金や端末販売価格について	
も適切な運用が行われる仕組みが構築されることを要望。	
〇 第二種指定電気通信設備との接続中の運用について	接続に係る運用情報については、事業者間であら
情報通信審議会答申には直接記載されていませんが、二種指定事業者との接続に	かじめ合意の上、必要に応じて提供されることが適
おいて、接続中の運用が適性且つ円滑になされることは、当然ながら重要です。輻	当である。
輳・故障情報や、帯域制御に関する情報などの運用情報が、二種指定事業者から正	通信料金や端末販売価格の設定については、原則
確に開示される仕組みが構築されることを要望します。また、接続と直接的には関	として自由な競争に委ねられるが、不当な差別的取
係しませんが、携帯端末の原価割れ販売など、不正と思われる行為が頻繁に発生し	扱い等にならないよう留意が必要である。
ている現状を鑑み、通信料金や端末販売価格についても適切な運用が行われる仕組	
みが構築されることを要望します。	
(テレコムサービス協会 MVNO協議会)	
意見61 今後の見直しにあたっては、その都度、市場環境の変化を十分に見極め、	考え方 6 1
モバイル市場への規制の廃止を含め適時適切に検討を行うべき。	
〇 今後の見直しにあたっては、その都度、市場環境の変化を十分に見極め、モバイ	ガイドラインについては、電気通信市場の環境変
ル市場への規制の廃止を含め適時適切に検討を行うべきと考えます。	化等に対応し、必要に応じて適時適切に見直すこと
(KDDI)	となる。
意見62 ガイドラインについて、アンバンドルに係る仕組み同様に定期的な検証を	考え方62
通じた見直しが必要。また、省令化による、より実効性の高いルールの確立を引き	
続き検討すべき。	

- 〇 本ガイドラインの見直しについては、「必要に応じて」ではなく、アンバンドル に係る仕組み同様に定期的な検証を通じた見直しが必要と考えます。特に本ガイド|当該接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿 ライン運用当初においては、定期的な検証を行うことによって、本ガイドラインの 実効性を更に高めていくことが必要と考えます。具体的な検証項目としては、ガイ ドライン内容の適正性はもちろんのこと、各社の効率性の検証が挙げられます。効 率性の検証が行われなければ、非効率な事業者の接続料の引き下げが進まず、効率│る。 的な事業者との間の公正な競争環境が確保できないおそれがあり、その場合モバイ ル事業者全体の効率化インセンティブが著しく損なわれることが懸念されます。
- また、第一種指定設備の接続料同様に、ガイドラインという位置づけではなく省 | い。 令化することによって、より実効性の高いルールの確立を引き続き検討すべきであ ると考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

接続料の算定根拠が示された場合には、総務省は、 ったものであるか否かについて必要な検証を行うこ ととしており、検証結果も踏まえ、今後、必要に応 じてガイドラインの見直しを行っていくこととな

ガイドラインの実効性については、総務省として 必要な検証を行うこと等により、確保してまいりた